

茅ヶ崎市地域情報化計画

**平成 28 年（2016 年）3 月
茅ヶ崎市**

はじめに

茅ヶ崎市では、まちづくりを情報化の視点から捉え、情報化の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成 13 年 3 月に「茅ヶ崎市地域情報化基本計画」を策定しました。

また、平成 21 年 3 月に「茅ヶ崎市地域情報化基本計画」を全面的に改訂し、「ちがさき情報化プラン」を策定しました。

「ちがさき情報化プラン」は、「一体感が育まれた元気なまち、ちがさき～だれもが情報にふれ、いかし、そして、つながる」を基本コンセプトとして、公共端末の充実や公衆無線 LAN の設置などを進め、誰もが情報にふれることが出来る環境の構築に努めてまいりました。

また、職員が使用する庁舎内の情報システムにつきましても、平成 22 年 3 月に「茅ヶ崎市情報システム最適化計画」を定め、住民情報全般を扱う基幹系システムを従来のメインフレームからオープン化し、平成 27 年 1 月から新システムとして稼働しています。

しかしながら、情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましいものがあり、携帯端末の普及や公衆無線 LAN サービスのアクセスポイントなどの増加により、インターネットの利用は身近なものとなり、知りたいときに知りたい情報を得るということは、当たり前のようにになりました。

このことにより、行政にもとめる情報通信技術を活用したサービスに対する市民の皆様へのニーズはより多様化・高度化するようになり、今まで以上に情報通信技術の活用について検討していく必要があります。

茅ヶ崎市では、上記のような課題に対して適切に対応していくことを目的として、「ちがさき情報化プラン」の後継となる新たな「茅ヶ崎市地域情報化計画」を定めることといたしました。

本計画は市政における情報化のみに焦点をあてたものではなく、茅ヶ崎市という地域の情報化を推進させるための計画となります。

圏央道の開通、地方創生といった茅ヶ崎市の置かれた状況を活用して、中核市への移行を視野に入れつつ、ひとが集まる魅力ある地域にするため、また、豊かな長寿社会や次世代を担う人づくりのため、情報通信技術を活用し、本計画で推進していきたいと考えています。

また、この計画の策定時には想定されなかった情報通信技術や社会の変化、情報化に対する新しいニーズが生じた場合には、状況に合わせた見直しに柔軟に対応してまいります。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、市民の皆様、茅ヶ崎市地域情報化懇談会の参加者の皆様をはじめ多くの方々から幅広くかつ仔細なご意見、ご提案をいただき、心よりお礼申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目 次

1 地域情報化計画の策定にあたって	3
(1) 茅ヶ崎市の情報化理念	3
(2) 地域情報化計画の背景・目的	3
(3) 地域情報化計画の位置付け	4
(4) 地域情報化計画の実施期間	5
2 地域情報化計画策定の考え方	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 地域情報化計画策定の流れ	7
ア 課題の総括と地域情報化計画における課題の明確化	7
イ ちがさき情報化プラン施策などの総括	9
ウ ICT を取り巻く環境の変化	10
エ 国や神奈川県の情報化施策	13
オ 地域情報化計画で対応すべき課題と施策の方向性	18
(3) 地域情報化計画で取り組むべき施策	19
3 地域情報化計画の施策	20
(1) 施策の全体像	20
(2) 施策の詳細	24
ア ICT を活用した安全・安心なまちづくり	25
イ ICT を活用した円滑な地域社会	34
ウ ICT を活用した効率的な行政経営	47
4 地域情報化計画の推進にあたって	55
(1) 地域情報化計画の実行指針	55
ア 全庁的な取組の推進（横断的な検討、基盤の整備）	55
イ 既存資産の有効活用	55
ウ 外部組織との連携、外部組織の活用	55
エ オープンデータを前提とした情報整備	56
オ パッケージシステムの活用、カスタマイズの抑制	56
カ クラウドの活用	56
キ 業務継続性への配慮	57
ク 情報セキュリティへの配慮	57
ケ 委託内容の明確化	57

コ 透明性・公平性・競争性を確保した調達.....	57
(2) 地域情報化計画の推進体制.....	59
ア 組織.....	59
イ 進捗管理方法.....	62
参考資料.....	66
パブリックコメントの実施結果.....	66

1 地域情報化計画の策定にあたって

(1) 茅ヶ崎市の情報化理念

茅ヶ崎市では、だれもが情報にふれ、いかし、そして、つながる豊かで暮らしやすい地域社会を創造するため、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し、市民・団体・事業者などと協働・連携したまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 地域情報化計画の背景・目的

ICTは、まちづくりや行政経営の高度化に必須のツールであり、茅ヶ崎市はこのツールを計画的に活用するために、これまで「ちがさき情報化プラン」（平成21年3月策定）に基づき、まちづくりや行政経営の高度化を目的とした市の情報化を推進してきました。

しかし、近年のICTに係わる技術の進展や新たなサービスの出現、政策の変化、セキュリティ脅威の拡大など、茅ヶ崎市を取巻く外部の環境は著しく変化しています。また、市民、団体、事業者などのニーズの多様化や行政改革の推進により、茅ヶ崎市の市政自体にも大きな変化が生じています。

このような状況から、茅ヶ崎市の情報化理念を実現するためには、新たな時代に対応した計画を策定することが求められています。

そこで、これらの背景をふまえ、今後5年の間に取り組む具体的な事務事業やその推進方法等を整理した「茅ヶ崎市地域情報化計画」を策定しました。

(3) 地域情報化計画の位置付け

この地域情報化計画は、ちがさき情報化プランの後継となるものとして、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、今後策定が予定される第4次実施計画と整合するよう、また、国や神奈川県の情報化の方針を考慮しながら整理しています。

地域情報化計画の実行にあたっては、情報システム最適化計画、情報システム業務継続計画、その他の情報化の推進に係わる個別計画などとの調整も行っています。

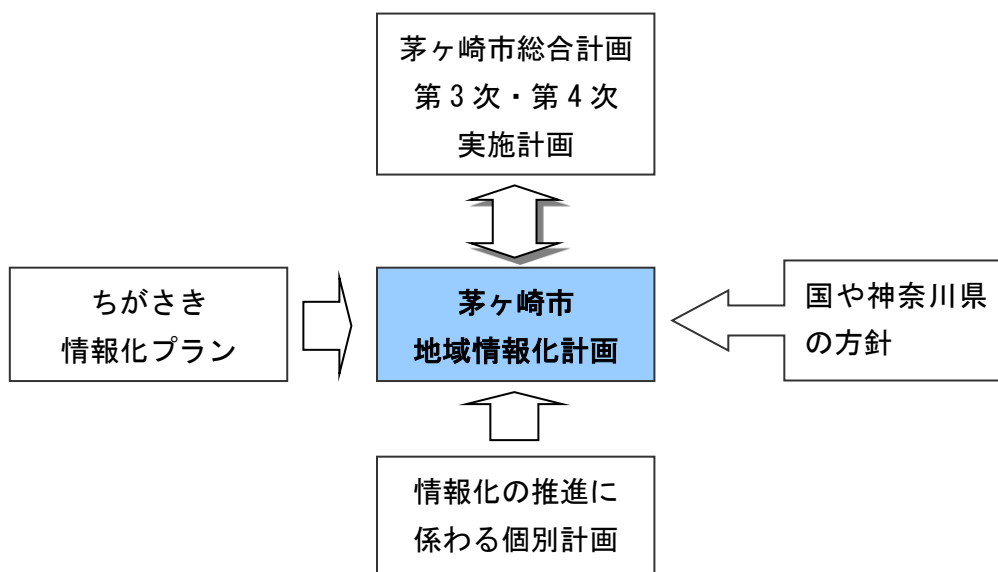


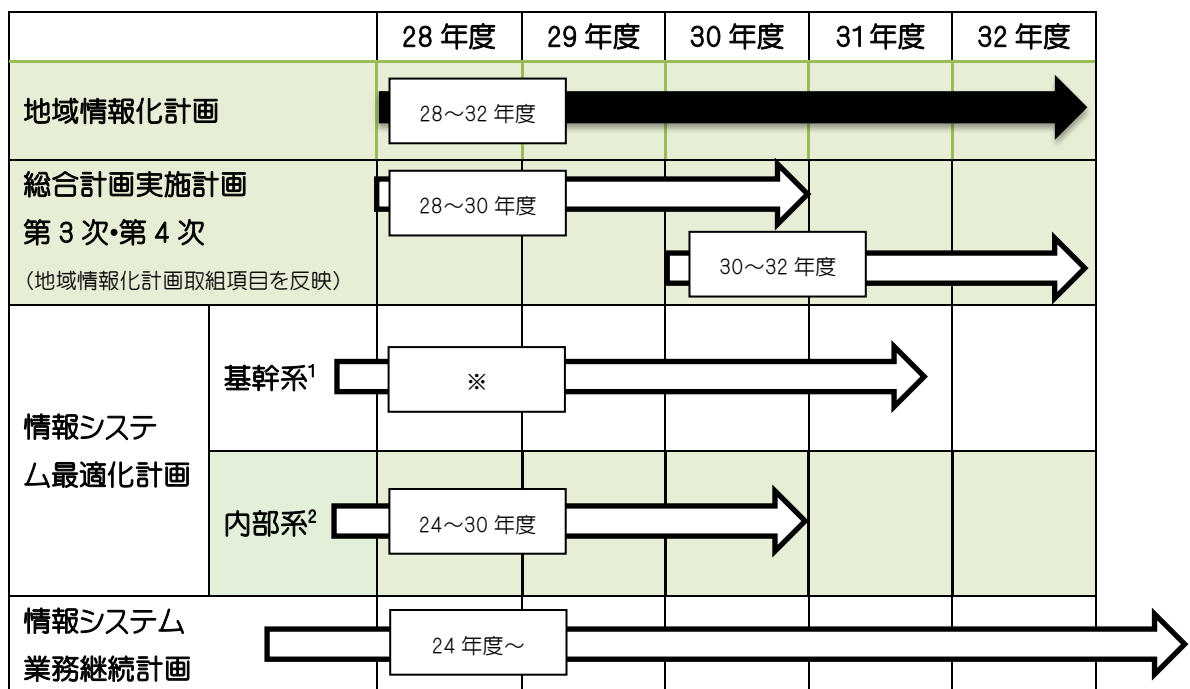
図 1-1 地域情報化計画と他の計画等との関連図

(4) 地域情報化計画の実施期間

地域情報化計画は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を実施期間としています。

地域情報化計画は総合計画との整合を図り、また情報システム最適化計画、情報システム業務継続計画、その他の個別計画など情報化の推進に関わる計画や世界最先端 IT 国家創造宣言などの国の情報化方針との調整も行っていきます。

また、地域情報化計画に規定した事務事業を適切に実施するために、計画の内容を具体化した取組項目を事務事業細目として整理し、取組項目は、総合計画の第 3 次及び第 4 次実施計画の実施事業に関連づけることとします。



※ 基幹系の情報システム最適化計画は計画期間を 22～27 年度、情報システム運用保守期間を 27 年 2 月～31 年 12 月としています。

図 1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の対照

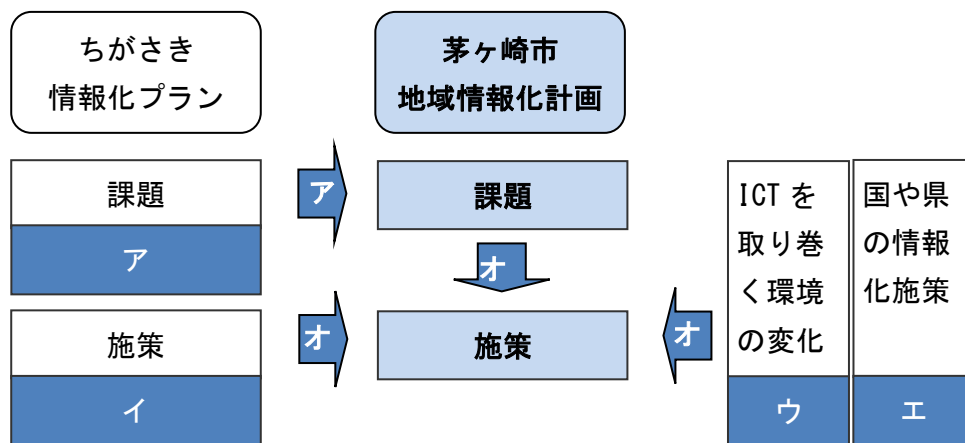
- 1 基幹系：住民情報全般を扱う情報システムのこと。
2 内部系：職員が内部事務を行うための情報システムのこと。

2 地域情報化計画策定の考え方

(1) 基本的な考え方

この地域情報化計画は、ちがさき情報化プランの後継となるものです。そのため、ちがさき情報化プランの実施結果に対する総括を行い、その内容を鑑みたくえで、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、今後策定が予定される第4次実施計画、国や神奈川県の方針等を加味して計画策定を行っていきます。

具体的には、ちがさき情報化プランで定義された「課題」とそれを踏まえた「施策」のそれぞれについて総括を行い、その結果をもとに本計画の課題と施策を定義するという手順で計画を策定しました。



- ア ちがさき情報化プラン策定時の課題について総括を行い、プランの実施や時代の流れによる課題解消や新たな課題の発生に関する検討を行い、本計画で取り組むべき課題を明確化
- イ 施策の実施状況の総括を行い、完了した施策を整理するとともに、未完了の施策・本計画での継続対応が必要な施策を明確化
- ウ ICTを取り巻く環境の変化を整理
- エ 国や県の情報化施策等を整理
- オ ア、イ、ウ、エをもとに、地域情報化計画に必要な施策を定義

図2-1 地域情報化計画策定の基本的な考え方

図中のア～オについては、次項「(2) 地域情報化計画策定の流れ」中のア～オにおいてそれぞれの内容を記載しています。

(2) 地域情報化計画策定の流れ

ア 課題の総括と地域情報化計画における課題の明確化

ちがさき情報化プランにおいては、「情報化に関する既存の取組に関する課題」、「茅ヶ崎市の地域特性をふまえた課題」について課題が定義されています。

定義された課題に対する総括結果を下表に示します。

表 2-1 ちがさき情報化プランの課題の総括

区分	ちがさき情報化プラン策定時の課題	課題に対する平成 27 年度時点の状況	茅ヶ崎市地域情報化計画において考慮すべき課題
情報化に関する既存の取組に関する課題	いつでもどこでもネットが利用できる環境の整備	無線 LAN ³ を含め、ネット活用環境の整備が進んでいるが、更なる整備が望ましい。	いつでもどこでもネットが利用できる環境の充実
	学校のインターネット利用	学校のパソコン教室にインターネットにアクセスできる一人1台のパソコンを設置したが、さらなる ICT 活用の検討が求められる。	ICT 環境の発展に応じた学校の情報通信環境整備の検討
	教育におけるインターネット活用の促進	市民の情報活用能力向上のため ICT に関する教育を推進してきたが、時代の流れに応じた教育が求められている。	ICT 環境の変化に応じた教育の検討
	地域住民が利用する情報の充実	メール配信やホームページは充実してきているが、SNS ⁴ の活用や動画配信といった取組の拡大が求められている。	地域住民が利用する情報の充実
	ネットワークを活用した地域活動の振興	地域ポータルサイト ⁵ の構築などを行い、地域活動の振興を行っているが、SNS の普及に伴い、その活用が求められている。	ICT を活用した地域活動の振興

3 無線 LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークのこと。

4 SNS：Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

5 地域ポータルサイト：地域に関する情報のポータル（玄関、入り口、拠点）として、イベントなどの各種情報を取り扱うウェブサイト。

区分	ちがさき情報化プラン策定時の課題	課題に対する平成 27 年度時点の状況	茅ヶ崎市地域情報化計画において考慮すべき課題
	新規産業の振興	オープンデータ ⁶ の公開などにより新規産業の振興を促しているが、さらなる充実が求められている。	新規産業の振興
	庁内情報システムの全体最適化の視点から発生する課題への対応	庁内情報システムの全体最適化を順次進めているが今後も継続的な対応が必要となっている。	庁内情報システムの全体最適化の視点から発生する課題への対応
	技術革新によるレガシーシステム ⁷ 刷新の実現性アップ	レガシーシステム刷新を順次進めているが今後も継続的な対応が必要となっている。	技術革新によるレガシーシステム刷新の実現性アップ
茅ヶ崎市の地域特性をふまえた課題	海と河川と山に囲まれた地形における災害時の対策	東日本大震災を経て、津波被害等に対するより高度な対策が求められている。	海と河川と山に囲まれた地形における災害時の対策
	多様な市民ニーズへの対応	市民のニーズはますます多様化してきている。	多様な市民ニーズへの対応
	今後急速に進む高齢化への対応	高齢化はますます進展してきている。	今後急速に進む高齢化への対応
	近隣都市への購買力の流出・広域行政との連携	平成 17 年度・平成 22 年度の国勢調査の昼夜間の人口比率に大きな変動は見られず、近隣他市町と比べて低くなっている。	近隣都市への購買力の流出・広域行政との連携
	不十分な地域産業・資源の活用	同上	不十分な地域産業・資源の活用

「情報化に関する既存の取組に関する課題」、「茅ヶ崎市の地域特性をふまえた課題」については、ちがさき情報化プラン策定時に比べ一定の成果はみられるものの、ICT を取り巻く環境は日々変化していること、定義されている課題が広範にわたるものであることから、地域情報化計画においても継続して対応することが必要です。

6 オープンデータ：広く開かれた利用が許可されているデータのこと。行政機関が保有する公共データを、利用しやすい形で公開することを指すのが一般的。

7 レガシーシステム：時代遅れとなった古いシステムのこと。

イ ちがさき情報化プラン施策などの総括

茅ヶ崎市はこれまで「ちがさき情報化プラン」(平成 21 年 3 月策定)に基づき、まちづくりや行政経営の高度化を目的とした市の情報化を推進してきました。これにより、ちがさき情報化プランの基本コンセプトとして掲げた「一体感が育まれた元気なまち、ちがさき」の実現に一定の寄与をしてきたものと考えます。しかし、近年の ICT に係わる技術の進展や新たなサービスの出現、政策の変化、セキュリティ脅威の拡大など、茅ヶ崎市を取巻く外部の環境は著しく変化しています。また、市民、団体、事業者などのニーズの多様化や行政改革の推進により、茅ヶ崎市の市政自体にも大きな変化が生じています。このような状況を踏まえ、新たな背景に合致した施策を実施・推進するとともに、ちがさき情報化プランで十分に達成できなかった施策に対しても実現を目指していくことが必要となります。

ちがさき情報化プランの当初の計画期間は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年としていましたが、各課かい⁸におけるプロジェクトを最大限に実現することによるさらなる ICT 情勢の変容への対応や、今後のシステム最適化の管理、また、次期情報化計画の期間を総合計画第 3 次実施計画に合わせることにより情報化事業の実行性及び適正な評価を実現するため、平成 27 年度まで計画期間を延長しました。

延長にあたり、平成 25 年度に進捗状況に係る中間報告書を策定し、この中でプロジェクトの実施状況の評価を行い、継続するプロジェクト、終了するプロジェクトの整理を行いました。また、継続するプロジェクトは、2 年間の延長期間においてちがさき情報化プランのプロジェクトを適切に達成するために取組むべき事項を具体的にまとめた「ちがさき情報化プラン取組み項目のまとめ」を作成し、これを基にプロジェクトを進捗させることとしました。

この地域情報化計画の策定にあたっては、前述の中間報告書、及び、評価報告書の内容に基づき各プロジェクトの総括を行い、その結果を本地域情報化計画に組み込んでいます。具体的な各プロジェクト、及び取込み項目に対する総括の結果については「別紙 1 ちがさき情報化プランプロジェクトの総括」を参照ください。また、ちがさき情報化プランの進捗状況や取組み内容等については、市の Web サイトに掲載している以下の文書を参照ください。

- ちがさき情報化プラン進捗状況に係る中間報告書
- ちがさき情報化プラン 評価報告書

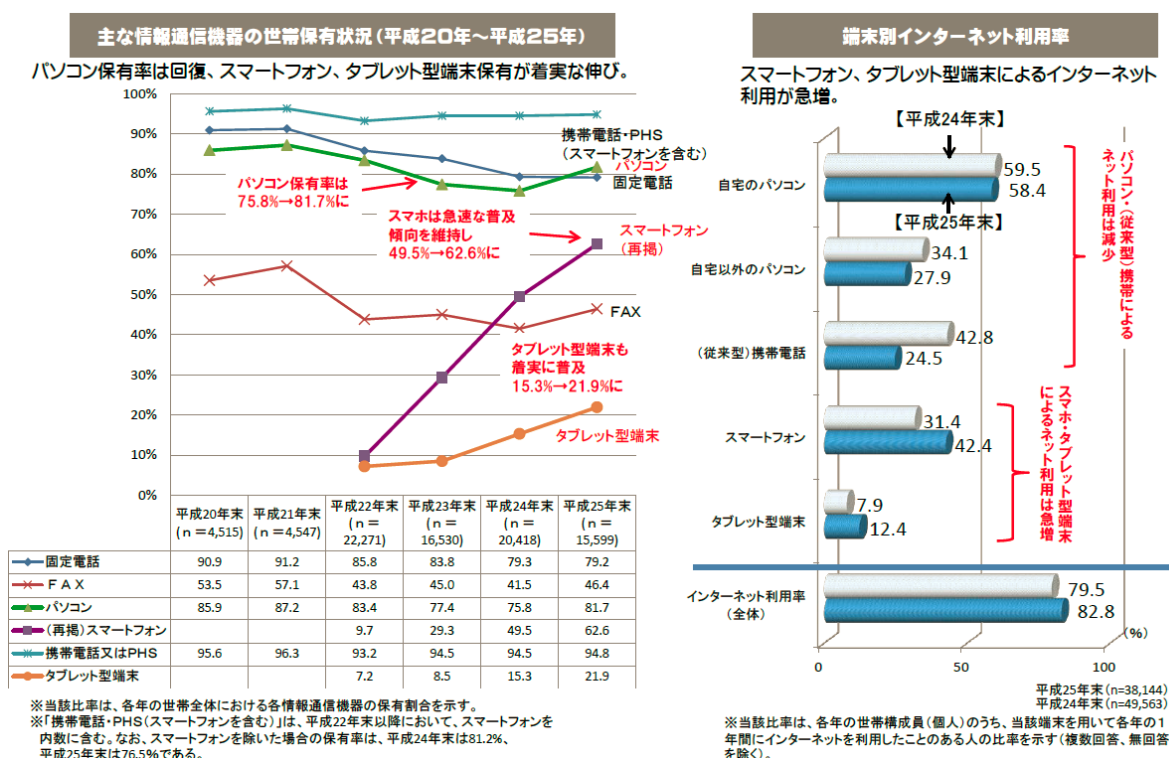
8 課かい：教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等を含めた市の組織のこと（以下、脚注への記載は省略します。）。

ウ ICT を取り巻く環境の変化

(ア) スマートフォンやタブレット端末の普及・促進

スマートフォンやタブレット端末の普及・促進に伴い、場所を問わずに情報端末を利用可能な環境が整ってきました。スマートフォンやタブレット端末はインターネット閲覧に利用されるケースがメインですが、インターネット閲覧にとどまらず、企業の業務システムにスマートフォンでアクセスする、紙媒体で持ち運びしていた情報をタブレットに格納して代替する、PCの代わりにタブレットで資料を閲覧するなど、従来の仕事の仕方を変革させるような利用シーンも徐々に増えつつあります。

一方、情報を提供する側としては、従来のPCのみでの利用を前提とするのではなく、必要に応じてスマートフォンやタブレット端末での利用を考慮する必要が生じ、対応する場合には追加費用が生じるため、対応範囲に頭を悩ませるといった状況も生じています。

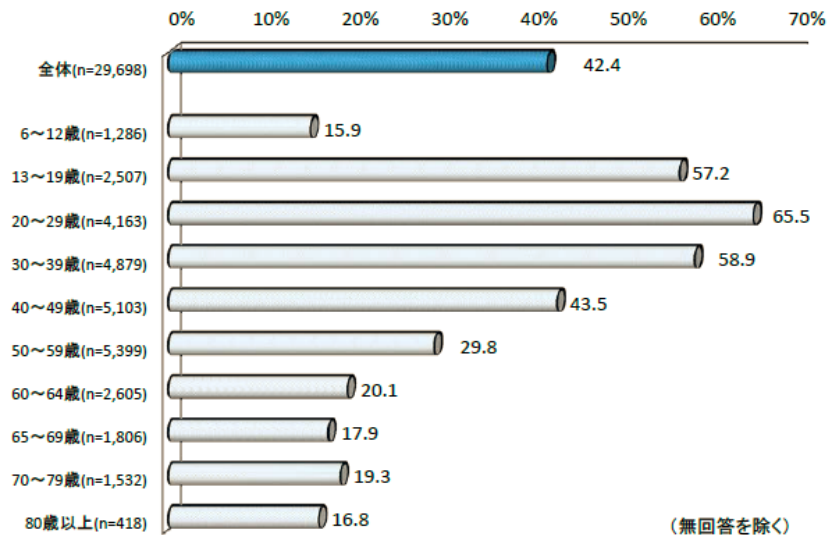


出典：平成25年度通信利用動向調査の結果(総務省)

図2-2 主要情報機器の普及状況

(1) SNS⁹の普及・促進

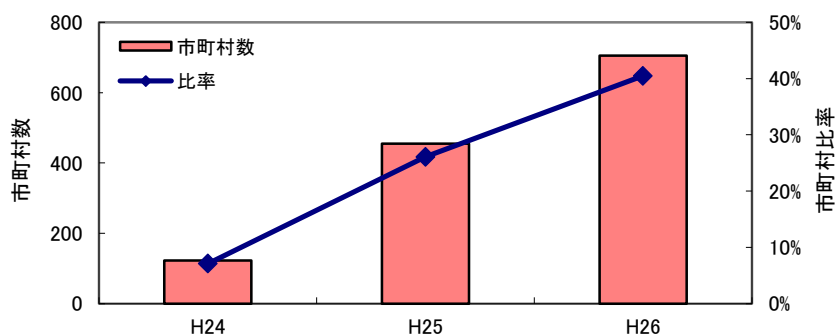
日本国内の SNS 利用者は年々増加しており、総務省の「平成 25 年度通信利用動向調査の結果」によると、13 歳～39 歳の世代においては利用率が 50%を超えている状況です。



出典：平成 25 年度通信利用動向調査の結果（総務省）

図 2-3 SNS の利用状況

また、地方自治体においても、東日本大震災で注目されたことをきっかけとして普及しつつあり、住民の交流サイト（地域 SNS、ツイッターなど）を設置している市町村の割合は平成 24 年度の 7.1%から平成 26 年度には 40.5%と急増しています。



出典：地方自治情報管理概要（平成 26 年 4 月 1 日現在）（総務省）

図 2-4 市町村における住民交流サイト（地域 SNS、ツイッターなど）の設置状況

⁹ SNS（再掲）：Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

(ウ) 無線 LAN¹⁰の普及・促進

無線 LAN は、実用化当初（1999 年頃）は宅内通信環境のワイヤレス化など、屋内利用を中心に普及する一方、屋外利用（公衆無線 LAN サービス）については有料・無料の両方が存在していたものの、あまり普及しませんでした。ところが、近年、ゲーム機やスマートフォン、タブレット端末など多様な機器への無線 LAN 機能の搭載、モバイル Wi-Fi ルータ¹¹の登場などもあり、屋外利用が増加しています。

特に近年普及が目覚ましいスマートフォンには無線 LAN 機能が標準装備されており、このスマートフォンにはテザリング¹²機能があることが多く、この機能を使えば簡単に複数の PC やタブレット端末などをインターネットへ接続させることができます。屋外でのインターネット接続を目的とした Wi-Fi ルータといった機器もその普及率を飛躍的に伸ばしています。

また、無線 LAN 機能を搭載したモバイル機器の普及により、公衆無線 LAN サービスのアクセスポイント¹³や無料で Wi-Fi サービスを提供する飲食店が増加しており、このような環境を前提として、オフィスだけでなく、様々な場所で仕事をする新しいワークスタイルも生まれてきています。

10 無線 LAN（再掲）：無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークのこと。

11 モバイル Wi-Fi ルータ：アンテナから電波を受信して、ノートパソコンやタブレット端末などでインターネットを利用するための機器。

12 テザリング：スマートフォンなどの通信機器にパソコンやタブレット端末などの機器を接続してインターネットの接続を共有すること、またはその機能。

13 アクセスポイント：無線 LAN 端末を相互に接続したり、他のネットワークに接続する無線機の一つ。

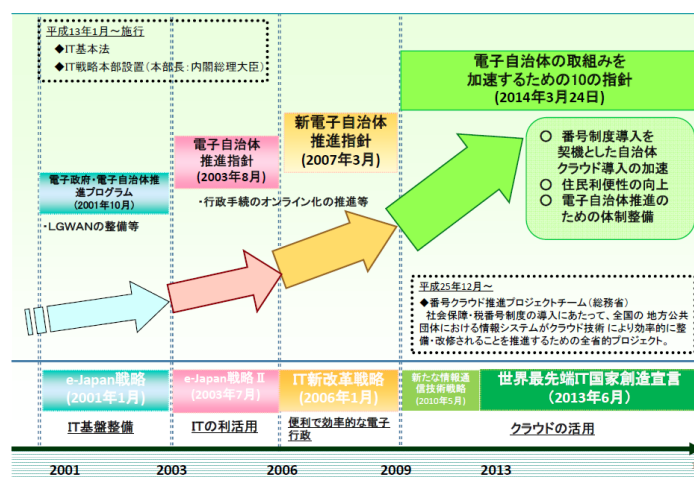
エ 国や神奈川県の情報化施策

(7) 国の情報化施策

平成 25 年 5 月には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー制度¹⁴（社会保障・税番号制度））などが成立しました。また、政府の新たな IT 戦略として、平成 25 年 6 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定され、この進捗管理を行うため、IT 総合戦略本部の下に内閣情報通信政策監（政府 CIO）を会長とする新戦略推進専門調査会が設置され、重点分野については、専門調査会の下に 9 つの分科会（電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、道路交通、人材育成、規制制度改革、マイナンバーなど）が設置されています。

また、総務省では、これらの戦略などを受けて 7 年ぶりに電子自治体推進指針である「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を策定しています。

これまでの指針が ICT の進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていたのに対し、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を踏まえた番号制度の導入に併せた自治体クラウド¹⁵導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点が置かれています。



出典：地方自治情報管理概要（平成 27 年 3 月）

図 2-5 我が国の IT 戦略と電子自治体の展開

- 14 マイナンバー制度：住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用する制度。
- 15 自治体クラウド：近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

① マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の開始

マイナンバーは、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。マイナンバー制度が導入されることで、以下のような効果が期待されます。

- 各種申請等の行政手続の際に提出する書類が減るなど、手続きが簡素化されます。
- 社会保障・税・災害対策の分野で情報連携が円滑になり、行政機関などでさまざまな情報のやりとりのための時間や労力が削減されることで事務の効率化につながります。
- 所得や行政サービスの受給状況を正確に把握しやすくなり、不当に負担を免れたり不正に給付を受けたりすることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになります。

② 世界最先端 IT 国家創造宣言

世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定、平成 26 年 6 月 24 日 変更について閣議決定、平成 27 年 6 月 30 日変更について閣議決定）とは、成長戦略の柱として情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、閉塞感を打破して再生する我が国を牽引することを企図し、政府の IT 戦略として、世界最高水準の IT 利活用社会を実現するために必要となる政府の取組等を取りまとめたものです。

この中では、「①IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会」、「②IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」、「③IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会」、「④IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会」の 4 つを IT を利活用した課題解決に向けた柱、目指すべき社会・姿として掲げ、これを実現するための具体的な取組や利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化、本戦略の推進体制・推進方策を定めています。

世界最先端 IT 国家創造宣言の取組事項等は右図のとおりです。

- I. 基本理念
 - 1. 再生する日本の礎である情報通信技術(IT)の利活用
 - 2. 「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築
 - (1) 未来社会の産業構造、社会変革の中心としての IT 利活用
 - (2) 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現
 - 3. IT を利活用した課題解決に向けた4つの柱
- II. 目指すべき社会・姿
 - 1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
 - 2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
 - 3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
 - 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
- III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組
 - 1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
 - (1) 新たな IT 利活用環境の整備
 - (2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進
 - (3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進
 - 2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
 - (1) 地方創生 IT 利活用促進プランの推進
 - (2) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等
 - (3) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現
 - 3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
 - (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現
 - (2) IT を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開
(Made by Japan 農業の実現)
 - (3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
 - (4) 世界一安全で災害に強い社会の実現
 - (5) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現
 - (6) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、
国際競争力の強化
 - (7) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の
IT 利活用による「おもてなし」の発信
 - 4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会
 - (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
 - (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供
 - (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
 - (4) 政府における IT ガバナンスの強化
- IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化
 - 1. 人材育成・教育
 - 2. 世界最高水準の IT インフラ環境の確保
 - 3. サイバーセキュリティ
 - 4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携
- V. 本戦略の推進体制・推進方策
 - 1. 本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制
 - 2. 目標・進捗管理における評価指標
 - 3. 成功モデルの分析・展開
 - 4. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

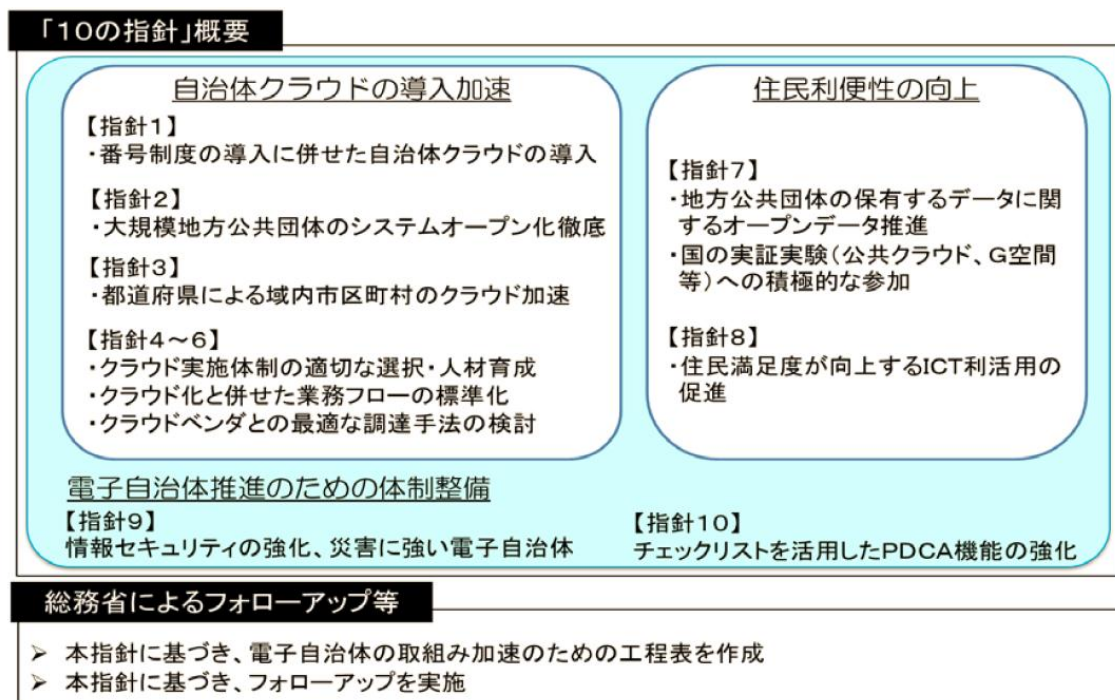
出典：世界最先端 IT 国家創造宣言（IT 総合戦略本部）

図 2-6 世界最先端 IT 国家創造宣言の取組事項等

③ 電子自治体の取組みを加速するための10の指針

総務省はこれまで、電子自治体の取組みを推進するため、平成15年8月に「電子自治体推進指針」(平成18年7月一部改訂)や平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備と行政手続等のオンライン化等を推進してきました。

今般の「世界最先端IT国家創造宣言」の閣議決定や地方公共団体を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自治体クラウド¹⁶の導入をはじめとした地方公共団体の電子自治体に係る取組みを一層促進することを目的として策定されたのが「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」となります。



出典：電子自治体の取組みを加速するための10の指針(概要)(総務省)

図2-7 電子自治体の取組みを加速するための10の指針(概要)

16 自治体クラウド(再掲):近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

(イ) 神奈川県の情報化施策

神奈川県は平成 25 年 1 月に「電子化全開宣言」として、「スマート神奈川の推進」、「行政サービスの ICT 化の拡充」、「スマート県庁」の三つの基本方針を掲げ、平成 26 年 1 月には「電子化全開宣言」のさらなる展開として、「医療・健康情報の ICT 化の展開」、「エネルギーのスマート化の推進」、「公衆無線 LAN¹⁷ アクセスポイント¹⁸の整備」、「オープンガバメントの推進」、「タブレット導入の促進」の 5 つを掲げています。この「電子化全開宣言」を具体化するための基本的な考え方や方策などを示す計画として、平成 26 年 3 月に「電子化全開宣言行動計画」が公表され、平成 27 年 7 月に改定されています。電子化全開宣言行動計画の取組事項等は下図のとおりです。

第1章 スマート神奈川の推進
1 スマート神奈川とは
2 エネルギーのスマート化
3 環境施策のスマート化
4 防災のスマート化
5 観光のスマート化
6 農林水産業のスマート化
7 スマート医療&スマートヘルスケア
8 教育のスマート化
9 公衆無線 LAN アクセスポイントの設置
10 公共インフラの管理分野におけるスマート化
11 ICT の活用による産業振興
第2章 行政サービスの ICT 化の拡充
1 行政サービスの ICT 化拡充の意義
2 行政手続の電子化の拡充
3 オープンガバメントの導入
4 社会保障・税番号制度の導入
第3章 スマート県庁の実現
1 スマート県庁とは
2 ICT ガバナンスの確立
3 BPR の推進によるコスト削減と仕事の効率化
4 情報システムの見直し
5 通信サービスの見直し

出典：電子化全開宣言行動計画（神奈川県）

図 2-8 電子化全開宣言行動計画の取組事項等

17 無線 LAN（再掲）：無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークのこと。

18 アクセスポイント（再掲）：無線 LAN 端末を相互に接続したり、他のネットワークに接続する無線機の一つ。

オ 地域情報化計画で対応すべき課題と施策の方向性

ちがさき情報化プランの総括や ICT を取り巻く環境の変化、国・県における情報化施策などを踏まえ、地域情報化計画で対応すべき課題と施策の方向性を下図のとおり整理しました。

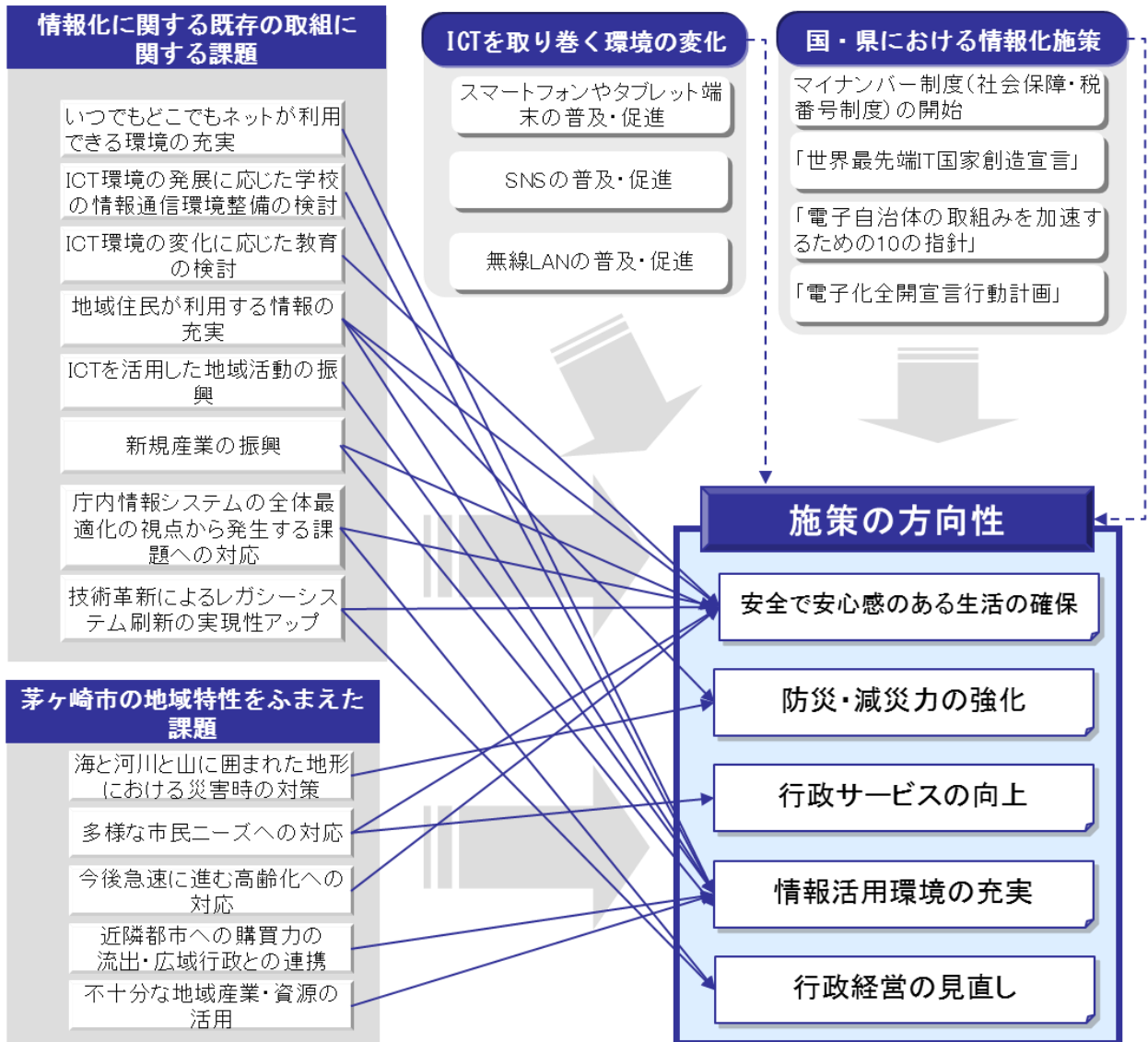


図 2-9 地域情報化計画で取り組むべき課題と施策の方向性

(3) 地域情報化計画で取り組むべき施策

ちがさき情報化プランの総括や ICT を取り巻く環境の変化、国・県における情報化施策及び前項で定義した施策の方向性を踏まえ、茅ヶ崎市の情報化理念を実現するために、本地域情報化計画における基本コンセプトと3つの施策展開の柱を次のように設定しました。

〈基本コンセプト〉

ICT を活用した茅ヶ崎市の魅力ある未来づくり

〈施策展開の柱〉

➡ ICT を活用した安全・安心なまちづくり

安全・安心なまちづくりを支援するため、ICT による安全で安心感のある生活の確保や ICT による防災・減災力の強化を推進します。

➡ ICT を活用した円滑な地域社会

ICT を活用することで、行政サービス向上や情報活用の促進を図り、円滑な地域社会の実現を目指します。

➡ ICT を活用した効率的な行政経営

ICT による行政経営の見直しを行い、魅力ある未来づくりに貢献する行政経営を推進します。

3 地域情報化計画の施策

(1) 施策の全体像

前項までの検討内容をもとにした地域情報化計画の施策の全体像を下表に示します。

表 3-1 基本コンセプト・施策展開の柱と施策

基本コンセプト	施策展開の柱	施策
ICTを活用した茅ヶ崎市の魅力ある未来づくり	ICTを活用した安全・安心なまちづくり	ICTによる安全で安心感のある生活の確保
		ICTによる防災・減災力の強化
	ICTを活用した円滑な地域社会	ICTによる行政サービスの向上
		ICTによる情報活用環境の充実
ICTを活用した効率的な行政経営	ICTによる行政経営の見直し	

表 3-2 施策と事務事業

施策	項番	事務事業	担当課
ICTによる安全で安心感のある生活の確保	1	高齢者や障害者の安定的な生活を確保するシステムの導入の検討	障害福祉課及び高齢福祉介護課
	2	電子カルテを含む医療情報システムの導入	医事課
	3	保健所総合システムの導入	保健福祉課
	4	オープンデータの充実	情報推進課
	5	ICTの活用による地球温暖化対策の推進	環境政策課
	6	小・中学校の安全管理におけるICT活用の検討	学務課及び学校教育指導課
	7	都市公園の設備現況のデータベース化	公園緑地課
	8	下水道施設の設備現況のデータベース充実の検討	下水道河川管理課
ICTによる防災・減災力の強化	9	防災研修の動画配信の検討	防災対策課
	10	ICTを活用した災害応急対策の効率化	防災対策課
	11	ICTを活用した被災者の生活再建支援の効率化	防災対策課、収納課、市民税課及び資産税課
	12	消防緊急通信指令システムの適正な運用	指令情報課
	13	消防内部系システムの適正な運用	指令情報課
ICTによる行政サービスの向	14	個人番号(マイナンバー)の活用の推進	情報推進課

施策	項番	事務事業	担当課
上	15	電子申請届出システムの普及及び活用	情報推進課
	16	口座振替受付サービスの導入	収納課及び会計課
	17	ICT の活用による契約手続きの効率化	契約検査課
	18	ICT を活用した公共施設サービス	情報推進課
	19	開発登録簿の電子化	開発審査課
ICT による情報活用環境の充実	20	情報発信システムの普及及び活用	秘書広報課及び情報推進課
	21	双方向コミュニケーションツールの導入及び活用の検討	秘書広報課及び情報推進課
	22	児童及び生徒の ICT 教育の推進	学校教育指導課
	23	学校の情報通信環境の整備の検討	教育総務課
	24	市民の ICT 教育の推進	文化生涯学習課及び社会教育課
	25	中小企業の ICT 活用支援	産業振興課
	26	子育て教室のダイジェスト動画配信の検討	こども育成相談課
	27	子育てをサポートするシステムの導入の検討	こども育成相談課
	28	インターネットを活用した市民講座の動画配信の検討	文化生涯学習課
	29	宇宙教室の動画配信の検討	青少年課
	30	ICT を活用した景観資源保全に関する周知方法の検討	景観みどり課
	31	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業における ICT の活用	社会教育課
	32	文化資料館収蔵資料のデータベース化	社会教育課
ICT による行政経営の見直し	33	ビッグデータサービス活用の検討	情報推進課
	34	クラウドサービス活用の検討	情報推進課
	35	茅ヶ崎市職員のテレワーク導入の検討	職員課
	36	ICT 機器の導入の検討	情報推進課
	37	基幹系システムの適正な運用	情報推進課
	38	内部系システムの適正な運用	情報推進課、文書法務課、職員課、財政課及び会計課
	39	情報セキュリティの強化	行政総務課及び情報推進課
	40	ICTBCP の適正な運用	情報推進課
	41	庁内の ICT 研修の推進	情報推進課
	42	教職員人材育成研修におけるインターネットシステムの活用の検討	教育センター
	43	複合機のオンライン管理	文書法務課
	44	税務地図情報の高度利用の検討	資産税課

上記に示した事務事業は、基本コンセプト、施策の柱、施策の実現に必要な事項を抽出するとともに、前情報化計画である「ちがさき情報化プラン」からの継続性や、各課かいで定めている個別計画との整合性や連携を考慮して整理したものととなります。

各事務事業とちがさき情報化プランとの関係性、個別計画との関係性について、それぞれ別紙2及び下図に示します。

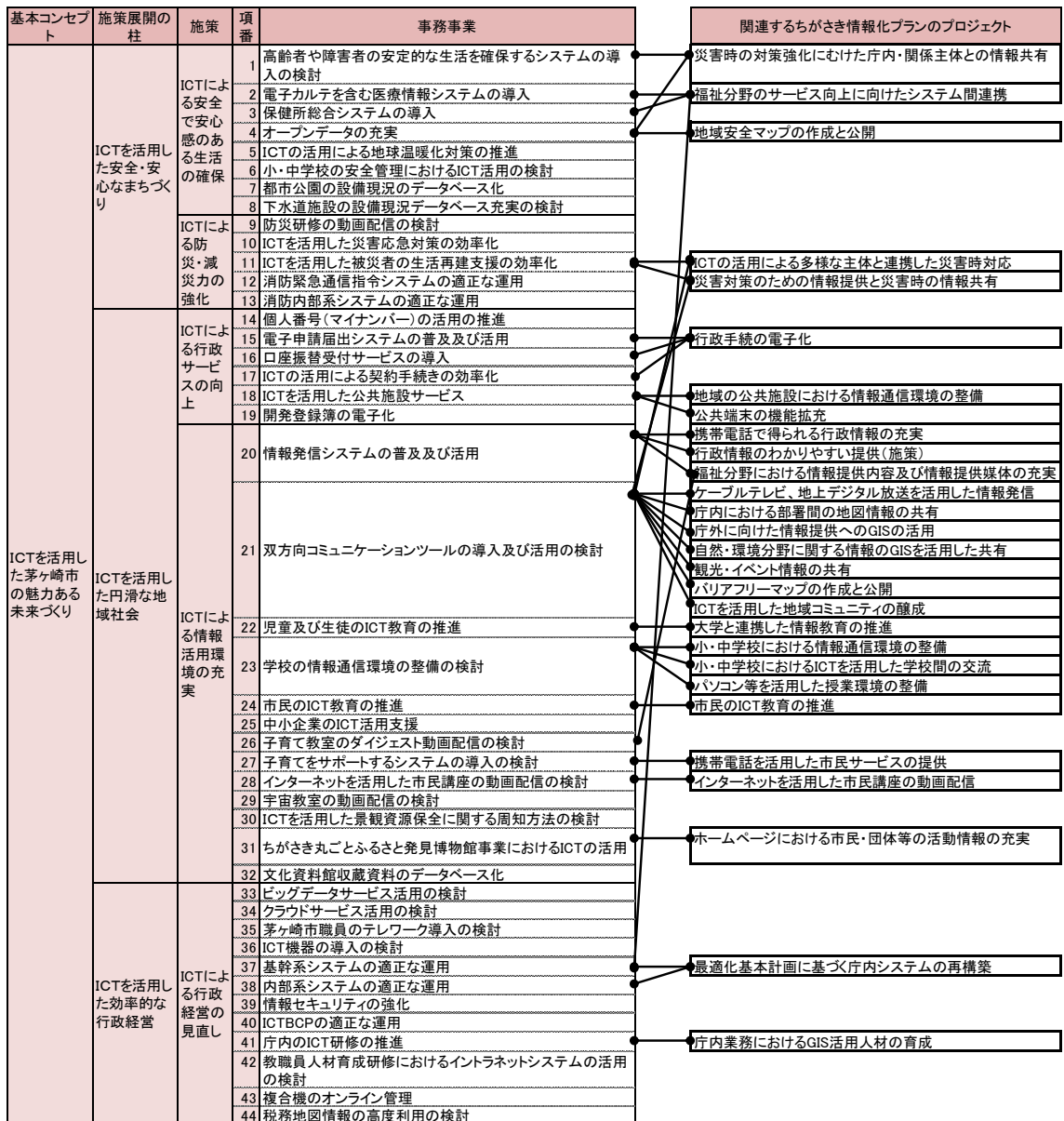


図3-1 各事務事業とちがさき情報化プランとの関係

基本コンセプト	施策展開の柱	施策	項番	事務事業	関連する個別計画
ICTを活用した茅ヶ崎市の魅力ある未来づくり	ICTを活用した安全・安心なまちづくり	ICTによる安全で安心感のある生活の確保	1	高齢者や障害者の安定的な生活を確保するシステムの導入の検討	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画
			2	電子カルテを含む医療情報システムの導入	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
			3	保健所総合システムの導入	茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画
			4	オープンデータの充実	
			5	ICTの活用による地球温暖化対策の推進	茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画
			6	小・中学校の安全管理におけるICT活用の検討	茅ヶ崎市教育基本計画
			7	都市公園の設備現況のデータベース化	茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基本計画
			8	下水道施設の設備現況データベース充実の検討	茅ヶ崎市下水道整備計画
		ICTによる防災・減災力の強化	9	防災研修の動画配信の検討	
			10	ICTを活用した災害応急対策の効率化	
			11	ICTを活用した被災者の生活再建支援の効率化	
			12	消防緊急通信指令システムの適正な運用	
			13	消防内部系システムの適正な運用	
	ICTを活用した円滑な地域社会	ICTによる行政サービスの向上	14	個人番号(マイナンバー)の活用の推進	
			15	電子申請届出システムの普及及び活用	
			16	口座振替受付サービスの導入	
			17	ICTの活用による契約手続きの効率化	
			18	ICTを活用した公共施設サービス	
		ICTによる情報活用環境の充実	19	開発登録簿の電子化	
			20	情報発信システムの普及及び活用	
			21	双方向コミュニケーションツールの導入及び活用の検討	
			22	児童及び生徒のICT教育の推進	
			23	学校の情報通信環境の整備の検討	
			24	市民のICT教育の推進	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン
	ICTを活用した効率的な行政経営	ICTによる行政経営の見直し	25	中小企業のICT活用支援	
			26	子育て教室のダイジェスト動画配信の検討	茅ヶ崎市食育推進基本計画
			27	子育てをサポートするシステムの導入の検討	茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画
			28	インターネットを活用した市民講座の動画配信の検討	
			29	宇宙教室の動画配信の検討	
			30	ICTを活用した景観資源保全に関する周知方法の検討	茅ヶ崎市景観計画
			31	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業におけるICTの活用	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の指針
			32	文化資料館収蔵資料のデータベース化	
			33	ビッグデータサービス活用の検討	
			34	クラウドサービス活用の検討	茅ヶ崎市情報システム最適化計画
	35	茅ヶ崎市職員のテレワーク導入の検討	茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画		
	36	ICT機器の導入の検討			
	37	基幹系システムの適正な運用			
	38	内部系システムの適正な運用			
	39	情報セキュリティの強化	茅ヶ崎市情報セキュリティ指針		
	40	ICTBCPの適正な運用	茅ヶ崎市情報システム業務継続計画		
	41	庁内のICT研修の推進			
	42	教職員人材育成研修におけるイントラネットシステムの活用の検討			
	43	複合機のオンライン管理			
	44	税務地図情報の高度利用の検討			

図 3-2 各事務事業と個別計画との関係

(2) 施策の詳細

施策に定義している各事務事業について以下に記載します。各事務事業の記載内容は以下のとおりです。

i) 事務事業概要

事務事業の概要を示します。

ii) 事務事業の目的

事務事業の目的を示します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

前情報化計画である「ちがさき情報化プラン」との関連プロジェクトを示します。

iv) 関連する個別計画

事務事業の担当課がいを持つ個別計画との関連性を示します。

v) 担当課

事務事業担当課かいを示します。

ア ICT を活用した安全・安心なまちづくり

(7) ICT による安全で安心感のある生活の確保

① 高齢者や障害者の安定的な生活を確保するシステムの導入の検討

i) 事務事業概要

高齢者や障害者の安定的な生活を確保するためのシステムの導入を検討します。

ii) 事務事業の目的

我が国は、高齢化の進行により、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えています。茅ヶ崎市もその例外ではありません。

現状では、ICT を積極的に活用し、情報を取得している、高齢者や障害者の方はあまり多くはありませんが、今後高齢化が更に進展する中、ICT を活用した効率的な支援が求められることが想定されます。そのため、行政側から情報を積極的に提供し、高齢者や障害者の方が必要な行政情報を取得できるようその方策を検討していきます。

また、災害時での対応について、茅ヶ崎市では災害時要援護者支援システムを活用し、災害時に特に支援を必要とする高齢者や障害者の方などが地域の中で支援を受けられる仕組み作りをしています。このシステムをより効果的に活用するため、他の災害対応システムとの連携などシステムの機能強化について検討を進めていきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

災害時の対策強化にむけた庁内・関係主体との情報共有

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

v) 担当課

障害福祉課、高齢福祉介護課

② 電子カルテを含む医療情報システムの導入

i) 事務事業概要

電子カルテシステムを含む医療情報システムを導入し、医療サービスの高度化及び事務の効率化を実現します。

ii) 事務事業の目的

電子カルテシステムは、カルテに記載する情報を電子情報として編集、管理しデータベース上に記録していくシステムであり、今後想定される高

度医療、地域医療連携に対応していくために必要なシステムとなります。

茅ヶ崎市立病院では、平成 28 年度にシステム更新を予定しており、電子カルテシステムの導入を行う予定ですが、電子カルテシステムの導入には検査や放射線等の他システムも電子カルテシステムに対応するための準備が必要となります。

また、業務の流れも従来の紙カルテを想定したものから電子カルテを想定したものに変化していく必要があることから、導入には十分な検討が必要です。

そのため、職種や所属を越えた適切な検討を行う作業部会等を開催し、電子カルテシステムを最大限に活用出来るよう、システム導入及びその安定稼働に努めます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

福祉分野のサービス向上に向けたシステム間連携

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

医事課

③ 保健所総合システムの導入

i) 事務事業概要

地域保健及び公衆衛生業務並びに組織及び設置場所を保健所と一体化する市保健センターの業務に係る保健所総合システムの導入を行い、保健所及び保健センター業務の効率化を図るとともに、保健所内部での業務連携を推進します。

ii) 事務事業の目的

茅ヶ崎市では、平成 29 年 4 月に保健所政令市¹⁹へ移行することを予定しており、神奈川県から権限移譲される地域保健及び公衆衛生業務並びに組織及び設置場所を保健所と一体化する市保健センターの業務に係る保健所総合システムの導入を行っていきます。

導入に際しては、市保健所に移管して実施する市の既存業務である母子保健事業、予防接種事業、がん等の検診事業における経年的な大量データの一元管理及び事務処理を迅速化し、事務の効率化を目指します。また、公衆衛生業務は、神奈川県から移譲される業務に係るシステムの形態、運用状況、データ量などを確認し、検討を行っていきます。

19 保健所政令市：地域保健法第 5 条第 1 項の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市、および政令で定める市のこと。

このシステム導入により、保健所及び保健センター業務の効率化を図るとともに、保健所内部での業務連携を推進していきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

福祉分野のサービス向上に向けたシステム間連携

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画

v) **担当課**

保健福祉課

④ オープンデータの充実

i) **事務事業概要**

公共データを二次利用可能な形で民間へ開放する「オープンデータ」を充実させ、多様な公共サービスの創出につなげます。

ii) **事務事業の目的**

オープンデータとは、行政が保有している公共データについて、二次利用できる形式で公開し、それらのデータを企業や団体がアプリ開発等に活用することで、新規産業の創出や住民の利便性の向上につなげることを目的とした取組のことです。

オープンデータは、総務省が定めた「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」や政府のIT総合戦略本部が定めた「世界最先端IT国家創造宣言」の中でも重要な取組として位置づけられています。

茅ヶ崎市では、平成26年11月より「茅ヶ崎市オープンデータライブラリ」としてオープンデータを公開しており、順次データの充実を図っているところです。

今後も公開データの充実を図り、サービスの向上に努めていきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

災害時の対策強化にむけた庁内・関係主体との情報共有

地域安全マップの作成と公開

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

情報推進課

⑤ ICTの活用による地球温暖化対策の推進

i) 事務事業概要

茅ヶ崎市における地球温暖化対策の推進のため、ICTを活用します。

ii) 事務事業の目的

茅ヶ崎市では地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減のため、茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画を策定し、市民、事業者、市が連携して地球温暖化対策に取り組む体制を構築しています。

平成27年度より茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」を開設し、茅ヶ崎市の地球温暖化対策に関する情報提供を行っています。

このポータルサイトの活用を進めることにより、市民、事業者の方々と市が情報を共有しながら、地球温暖化対策及び省エネルギー化の推進を図ります。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画

v) 担当課

環境政策課

⑥ 小・中学校の安全管理におけるICT活用の検討

i) 事務事業概要

小・中学校の登下校時等における生徒の安全管理について、ICTの活用を検討します。

ii) 事務事業の目的

近年、小・中学生が被害者となる犯罪が増えています。こういった犯罪や被害を抑制し、子どもの安全を守るために、茅ヶ崎市では、「緊急ブザー（防犯ブザー）の配布」、「市立全小学校への非常時緊急通報システムの設置」、「保護者や地域と連携した通学路の安全点検」、「青少年育成推進協議会」、「PTAや保護者会の連携・協力によるパトロール」といった取組を実施してきました。

これらの取組を継続実施することで子どもの安全管理を進めていく一方、新たな取組を実施することにより、更なる安全確保に努める必要があると考えています。

ICT においては、IC カードやメール通報、GIS²⁰といった技術の進展と普及が目覚ましく、こういった技術を有効活用することでより安全・安心な環境づくりにつながることを期待されます。

本事務事業においては、小・中学校の安全管理における ICT 活用について、実現性の面や費用面等を含めて検討を行います。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

なし

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市教育基本計画

v) **担当課**

学務課、学校教育指導課

⑦ 都市公園の設備現況のデータベース化

i) **事務事業概要**

都市公園の設備現況をデータベース化して、管理の効率化を実現します。

ii) **事務事業の目的**

公共機関が管理する施設については、異常の早期発見、早期対応により事故を未然に防ぐとともに、早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進することにより、社会インフラを安全に、より長く利用できるよう管理していくことが求められています。

そのために維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、データベースとして管理していくことの必要性が、政府が定めた「世界最先端 IT 国家創造宣言」において明記されています。

茅ヶ崎市の都市公園についても、公園台帳のデータベース化を図っていますが、公園内の設備等については、未整備なため、今後策定を予定している公園施設の長寿命化計画の中で、データベース化を実現していきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

なし

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

公園緑地課

20 GIS : Geographic Information System の略で地図情報システムのこと。

⑧ 下水道施設の設備現況データベース充実の検討

i) 事務事業概要

下水道管路施設の適切な維持管理計画の立案に活用するため、現在データベース化されている設備現況情報の充実を検討します。

ii) 事務事業の目的

公共機関が管理する施設については、異常の早期発見、早期対応により事故を未然に防ぐとともに、早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進することにより、社会インフラを安全に、より長く利用できるよう管理していくことが求められています。

下水道施設の設備現況について、下水道管路施設は既にデータベース化されており、担当課において下水道台帳として公開していますが、下水道管路以外の設備現況についてもデータベース化が可能か費用対効果を考慮しながら検討し、下水道施設データベースの充実及びその活用の発展性について検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市公共下水道管路施設長寿命化基本計画

茅ヶ崎市下水道整備計画

v) 担当課

下水道河川管理課

(1) ICTによる防災・減災力の強化

① 防災研修の動画配信の検討

i) 事務事業概要

インターネットを活用した防災資機材の取扱い方法などの動画配信を検討します。

ii) 事務事業の目的

防災資機材については市ホームページにその一覧を公開しており、災害発生時に避難所においてどのような機材を活用出来るか周知しています。

しかしながら、例えば仮設組立トイレの組み立て方等の取扱い方法については、地域の防災訓練の中では実際に組み立てて説明がされていますが、一度も組み立てるところを見たことがない方が、災害発生時に取り扱えるか不安があります。

災害が発生したときに組み立て方が分からなければせっかく備蓄してあっても意味がないので、防災資機材の取扱い方法などを動画配信することを検討し、より分かりやすく防災資機材の取扱い方法の周知が出来るよう改善を図っていきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

防災対策課

② ICTを活用した災害応急対策の効率化

i) 事務事業概要

ICTを活用した災害応急対策の効率化を図ります。

ii) 事務事業の目的

近年想定を超えた規模の災害が多発していますが、ICTを活用して災害情報の共有や伝達を円滑に実施することにより、防災・減災につなげていくことが求められています。

例えば、市内の被害状況や避難所における避難してきた方の人数、避難所の資機材の配備状況などの情報を正確かつ迅速に収集し、関係機関で共有していくことは大変重要なことであり、災害対策本部において迅速な意志決定を行うための判断材料となります。

これらの情報の管理の手段について、GIS²¹といったICTの活用を検討し、避難所の状況などを分かりやすく整理していくことにより、災害応急対策の効率化を図ります。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

なし

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

防災対策課

③ ICTを活用した被災者の生活再建支援の効率化

i) **事務事業概要**

ICTを活用した被災者の生活再建支援の効率化を図ります。

ii) **事務事業の目的**

災害発生時において、市民の方々にいち早く元の生活に戻っていただくことを目的として、茅ヶ崎市では、被災者生活再建支援システムを導入しています。

被災者生活再建支援システムとは、り災証明書を出力するためのシステムとなりますが、り災証明書は、被災された方が税の減免など各種支援を受けるためのものであり、生活を再建してもらうための最初の手続きになるものといえます。

これらが適切に実施できるよう研修などによる操作方法の習熟及び、防災訓練などにより、適切なシステム運用方法が構築出来るよう検討していきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

ICTの活用による多様な主体と連携した災害時対応
災害対策のための情報提供と災害時の情報共有

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

防災対策課、収納課、市民税課、資産税課

21 GIS（再掲）：Geographic Information Systemの略で地図情報システムのこと。

④ 消防緊急通信指令システムの適正な運用

i) 事務事業概要

消防緊急通信指令システムの操作方法の習熟、情報の一元化などにより、システムの適正な運用を実現し、消防業務の効率化を図ります。

ii) 事務事業の目的

消防本部は、新庁舎（平成 28 年 1 月から）において防災対策課と同じフロアとなり業務の連携が強化され、消防防災力の向上が期待されています。

消防には消防緊急通信指令システムが導入されており、火災などの災害発生時における 119 番の通報受付から消防部隊等の出動指令、現場への情報伝達等の活動支援、活動報告の管理まで行っています。

災害時にシステムが適切に稼働し、職員が正しい操作を実施できるよう研修を実施し、データ更新といった日々のメンテナンスを行っていきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

指令情報課

⑤ 消防内部系システムの適正な運用

i) 事務事業概要

消防内部系システムの操作方法の習熟、情報の一元化などにより、システムの適正な運用を実現し、消防業務の効率化を図ります。

ii) 事務事業の目的

消防部局の事務的な作業を支援する消防情報支援システム、出動車両運用管理装置といった消防内部系システムについて、職員が正しい操作を実施することにより、業務の効率化を図ります。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

指令情報課

イ ICT を活用した円滑な地域社会

(ア) ICT による行政サービスの向上

① 個人番号(マイナンバー)の活用の推進

i) 事務事業概要

個人のプライバシー等の権利利益の保護に配慮した個人番号（マイナンバー）利用を推進します。

ii) 事務事業の目的

平成 28 年 1 月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。

個人番号（マイナンバー）の利用により所得や行政サービスの受給状況を正確に把握しやすくなり、不当に負担を免れたり不正に給付を受けたりすることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになります。

また、番号制度は新たな社会基盤（インフラ）ともされており、番号制度の導入によって、行政事務の情報管理・利用を一層効率化し、税金や年金、医療など暮らしに身近な手続きの簡素化などを行うことで、行政事務の効率化や行政手続きの簡素化につながり、国民の利便性を向上することも目指しています。

一方、利便性の向上は情報セキュリティ面のリスク増加につながりうるため、個人のプライバシー等の権利利益の保護を十分に配慮しつつ、個人番号（マイナンバー）利用を推進します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

情報推進課

② 電子申請届出システムの普及及び活用

i) 事務事業概要

電子申請届出システムを庁内で普及及び活用させ、行政手続きの電子化を促進し、市民の利便性の向上を図ります。

ii) 事務事業の目的

電子申請届出システムは、インターネット等を利用して 24 時間申請や届出等のできるサービスです。

平成 27 年 4 月に新しい電子申請システム（神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会提供）が稼働し携帯電話及びスマートフォンでの申し込みも可能になったことから、より一層電子申請システムを市民にアピールし、利用を推進していきます。

対応可能な申請や届出等の追加についても同様に検討を進めていきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

行政手続の電子化

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

情報推進課

③ 口座振替受付サービスの導入

i) **事務事業概要**

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会がペイジー²²のサービスとして提供している「口座振替受付サービス」を導入し、申込み手続きの簡略化を図り、口座振替を促進します。

ii) **事務事業の目的**

口座振替受付サービスは、口座振替の新規申込みや変更手続きをする際の負担を軽減することを目的としています。

現在は、税や各種料金の口座振替手続きをする際は、直接金融機関に足を運ばなければなりません。市役所の各窓口にて受付を行うことでその手間を省くことが可能となり、利用者は負担感なく口座振替を実施することが出来ます。

また、茅ヶ崎市としても口座振替依頼書が減少するため、印刷製本費が削減されるとともに依頼書を種目別に分ける手作業が削減されるので、事務の効率化にもつながります。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

行政手続の電子化

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

収納課、会計課

22 ペイジー：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス。

④ ICT の活用による契約手続きの効率化

i) 事務事業概要

ICT を活用して契約手続きを効率化し、業者などの利便性を向上させます。

ii) 事務事業の目的

入札や契約の手続きにおける ICT の活用については、インターネットを利用して迅速に事務手続きが行えることによる業務の効率化や郵送費や書類の保管費用等のコストの削減につながることから、様々な団体で導入、検討が進められています。

茅ヶ崎市でも神奈川県、県内 28 市町村、県内広域水道企業団が共同で運営するかながわ電子入札共同システムに参加し、業務を行っているところです。

今後も電子入札システムの適用範囲の拡大や納品手続等の手続きにおける ICT の活用について検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

行政手続の電子化

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

契約検査課

⑤ ICT を活用した公共施設サービス

i) 事務事業概要

セキュリティ、施設運営などを考慮しながら、ICT を活用して公共施設に関わるサービスの高度化を実現します。

ii) 事務事業の目的

地域活動の拠点となるようなコミュニティセンターや公民館等の施設においては、公共施設予約用のパソコンとして公共端末の設置や公衆無線 LAN²³の整備を推進し、サービスの向上に努めてきました。

今後もセキュリティ面、施設運営面への影響などを考慮しながら、ICT が身近に感じられる環境の構築を検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

地域の公共施設における情報通信環境の整備

公共端末の機能拡充

iv) 関連する個別計画

23 無線 LAN (再掲) : 無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークのこと。

なし

v) 担当課

情報推進課

⑥ 開発登録簿の電子化

i) 事務事業概要

業務の効率化のため、開発登録簿を電子化し、事務室で参照可能になるよう検討します。

ii) 事務事業の目的

開発を許可したときは、開発行為の利害関係、善意の第三者等の権利利益の保護、開発行為と建築基準法による建築主事の確認との連携等の目的を果たすため、開発登録簿を調製し、保管しています。

この開発登録簿については、現在紙で管理されていますが、紙の劣化といった保存性の問題や図面が大きいものを窓口で交付する場合に、数枚に分けてコピーした後、手作業で貼り合わせて1枚の図面を作成しているため、申請者の待ち時間が長くなるといった問題があります。

このことを改善するため、紙の開発登録簿をスキャニングすることにより電子化し、都市計画課に設置してあるA0版まで印刷可能なプロッター²⁴により、原寸大の図面を印刷することで、業務の効率化と申請者への交付の待ち時間の短縮を図ります。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

開発審査課

24 プロッター：コンピューターで作成した線や図形を用紙に描くための装置。通常のプリンターのプリンターヘッドの代わりにボールペンやシャープペンシルを使うもので、用紙の上に固定されたペンを動かして作図する。

(イ) ICT による情報活用環境の充実

① 情報発信システムの普及及び活用

i) 事務事業概要

情報発信システムを庁内で普及及び活用させ、市の情報発信能力を強化します。

ii) 事務事業の目的

正確な情報を迅速に発信する手段として ICT の活用は必須なものとなっています。

茅ヶ崎市でも、平成 11 年度にホームページを開設して以来、平成 21 年度の CMS²⁵導入による改善や必要な人に必要な情報が適切に届くためのツールであるメール配信システムの導入等により、情報発信力の強化に努めてきました。

今後も従来のコンテンツを充実させていくとともに、より分かりやすい情報発信を行うための仕組み作りについて検討を行います。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

携帯電話で得られる行政情報の充実

行政情報のわかりやすい提供（施策）

福祉分野における情報提供内容及び情報提供媒体の充実

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

秘書広報課、情報推進課

② 双方向コミュニケーションツールの導入及び活用の検討

i) 事務事業概要

双方向コミュニケーションツールの導入及び活用を検討、研究し、市の情報活用能力の強化を図ります。

ii) 事務事業の目的

近年ツイッター、フェイスブックといった SNS²⁶の利用が若い世代を中心に普及しており、自治体でもこれらを活用する動きが出てきています。

SNS は、双方向でのコミュニケーションが可能となるツールであり、市が情報発信した内容に対する反応が即時性をもって確認出来るといったメリ

25 CMS : Contents Management System の略で、Web サイトの掲載情報を更新・管理するためのシステム。

26 SNS (再掲) : Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

ットがあります。

茅ヶ崎市においても一部の担当課で活用されていますが、これらを全庁的に活用し事業改善に役立てていくことを検討していきます。

市民の方との円滑なコミュニケーションが図れるツールの調査、導入とその活用の手法について検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

ケーブルテレビ、地上デジタル放送を活用した情報発信

庁内における部署間の地図情報の共有

庁外に向けた情報提供への GIS²⁷の活用

自然・環境分野に関する情報の GIS を活用した共有

観光・イベント情報の共有

バリアフリーマップの作成と公開

災害対策のための情報提供と災害時の情報共有

ICT を活用した地域コミュニティの醸成

ICT の活用による多様な主体と連携した災害時対応

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

秘書広報課、情報推進課

③ 児童及び生徒の ICT 教育の推進

i) 事務事業概要

小・中学校において児童及び生徒がコンピュータ、ネットワークなどを活用できるよう、ICT 教育を推進します。

ii) 事務事業の目的

急速に ICT 化が進展する中で、国際競争力を持ち続けていくためには、学校教育の中で子どもたちが ICT に慣れ親しみ、情報活用能力を向上させていくことが必要です。

政府の IT 総合戦略本部が定めた「世界最先端 IT 国家創造宣言」の中でも初等・中等教育段階における ICT 教育の重要性がうたわれています。

茅ヶ崎市においても「ちがさき情報化プラン」の中で「小・中学校における情報通信環境の整備」をプロジェクトとして掲げて、全小・中学校にパソコン教室を整備し、インターネットなどの情報を活用する学習活動を行ってまいりました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く ICT の環境は年々変化しており、

27 GIS (再掲) : Geographic Information System の略で地図情報システムのこと。

スマートフォンなどの利用によるネット依存や、SNS²⁸等の利用に伴うトラブル等が増加し、情報モラルに対する意識の向上に関する教育をより一層推進し、コンピュータやインターネットを安全に活用できる知識の習得が必要となっています。

このような状況に対応するために、子どもたちを指導する教員も研修や外部のサポートを活用し、ICT活用における指導力を向上させ、ICT教育を推進します。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

大学と連携した情報教育の推進

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市教育基本計画

v) **担当課**

学校教育指導課

④ 学校の情報通信環境の整備の検討

i) **事務事業概要**

学校の情報通信環境の整備を検討し、事務処理の効率化を図ります。

ii) **事務事業の目的**

本事務事業については、「ちがさき情報化プラン」の中で「小・中学校における情報通信環境の整備」及び「小・中学校における ICT を活用した学校間の交流」をプロジェクトとして掲げて、市内小・中学校におけるパソコン教室の整備やイントラネットを通じた小・中学校間で情報を共有出来る環境を整備し、事務の効率化に努めてきました。

しかしながら、ICTを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、その時代に応じた情報機器、情報通信環境の整備の必要性やその発展性について検討していきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

小・中学校における情報通信環境の整備

小・中学校における ICT を活用した学校間の交流

パソコン等を活用した授業環境の整備

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

教育総務課

28 SNS (再掲) : **S**ocial **N**etworking **S**ervice の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

⑤ 市民の ICT 教育の推進

i) 事務事業概要

パソコンに限らず、多様な端末、媒体に係る ICT 教育の機会を提供し、市民のみなさまの情報活用能力向上に努めます。

ii) 事務事業の目的

パソコン等の情報機器に触れる機会がなかった方が ICT を活用していくことは難しく、情報機器に気軽に触れることが出来る機会を提供する必要があります。

茅ヶ崎市では、パソコン体験コーナーや IT 講習会を開催し、パソコンに不慣れな市民の方の情報活用能力の向上に努めています。

近年端末の多様化などに伴い参加者のニーズも変化していますが、そのような ICT における最新動向を考慮しながら時代の流れやニーズにあった ICT 教育の機会が提供できるよう検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

市民の ICT 教育の推進

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン

v) 担当課

文化生涯学習課、社会教育課

⑥ 中小企業の ICT 活用支援

i) 事務事業概要

インターネットによる情報発信、電子商取引など、ICT の活用に取り組む中小企業の支援を引続き実施します。

ii) 事務事業の目的

中小企業においても、ICT の利活用は業務の効率化や販路拡大の効果があるため、地域経済の活性化において必要な要素となっています。

中小企業の ICT 環境構築に係る設備融資を今後も継続して実施し、ICT の利活用を支援します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

産業振興課

⑦ 子育て教室のダイジェスト動画配信の検討

i) 事務事業概要

過去に開催した子育て教室の内容をダイジェスト動画で配信し、保護者の方の教室への参加を促します。

ii) 事務事業の目的

近年の子どもや子育てをめぐる環境は厳しいものとなっており、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

茅ヶ崎市では、平成27年度を始期とする「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、親子と子どもを取り巻く地域を支えるための諸施策を推進していますが、その施策の中で、子育てに関する知識の共有や仲間作りの機会の構築のため、各種子育て教室を開催しています。

子育て教室の開催については、広報紙や市のホームページでお知らせしているところですが、教室の内容がよくわからず、参加することに二の足を踏んでしまうことがあります。

このことを改善するため、教室の具体的な内容を短時間にまとめたダイジェスト動画を配信することを検討し、一人でも多くの方に教室に参加してもらえるよう促していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

福祉分野における情報提供内容及び情報提供媒体の充実

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市食育推進基本計画

茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画

v) 担当課

こども育成相談課

⑧ 子育てをサポートするシステムの導入の検討

i) 事務事業概要

子育て世帯の生活の利便性のため、子育てをサポートするシステムの導入を検討します。

ii) 事務事業の目的

妊娠・出産期の母親は、睡眠、食事、運動などの基本的な生活習慣を中心とした健康管理に注意が必要となります。また、乳幼児期の子育ては、人格形成の基礎を培う重要な時期でもあり、健康管理面でも予防接種や健康診査を適切な時期に受診させるなど気を配ることが求められます。

茅ヶ崎市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠届出書提出時に母子健康手帳の交付と、各種育児情報冊子を配布しており、同時に、市ホームページでも予防接種や健康診査のスケジュール、医療機関案内、流行疾患の情報提供を実施しています。

これらの情報を、スマートフォンや携帯電話等を利用し、より適切に活用出来ないか検討していきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

携帯電話を活用した市民サービスの提供

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画

v) **担当課**

こども育成相談課

⑨ インターネットを活用した市民講座の動画配信の検討

i) **事務事業概要**

インターネットを活用した市民講座の動画配信を検討します。

ii) **事務事業の目的**

高学歴社会の進展に伴い、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、「ちがさき市民大学」が実施されています。

ちがさき市民大学は、「市民の、市民による、市民のための市民大学」として、ちがさき市民大学企画運営委員により企画および運営されている、市民手づくりの市民大学です。

本事務事業は、ちがさき市民大学の講座についてインターネットを活用して動画配信することを目的としています。

ちがさき情報化プランのなかでもプロジェクトとして掲げ、実現に向けた検討を行って参りましたが、その実現にはいたりませんでした。

しかしながら、講座を実施する中で動画配信の要望がありますので、引き続き検討を続けていくこととします。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

インターネットを活用した市民講座の動画配信

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン

v) **担当課**

文化生涯学習課

⑩ 宇宙教室の動画配信の検討

i) 事務事業概要

インターネットを活用した宇宙教室の動画配信を検討します。

ii) 事務事業の目的

茅ヶ崎市では、平成 20 年度に宇宙飛行士展示コーナーが設置されたことに伴い、次世代を担う子ども達の宇宙・科学に関する夢を育むため、宇宙教室等のイベントを開催しています。これらのイベントの紹介については、市ホームページなどでその概要を公開しているところですが、実際イベントの雰囲気などを感じ取ってもらい、少しでも興味のある方に教室への参加を促していくため、内容を短時間にまとめたダイジェスト動画を市ホームページ等で配信することを検討します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

青少年課

⑪ ICT を活用した景観資源保全に関する周知方法の検討

i) 事務事業概要

ICT を活用して茅ヶ崎市の景観資源保全に関する周知の方法を検討します。

ii) 事務事業の目的

茅ヶ崎市では、魅力的な景観を形成していくため、茅ヶ崎市景観計画を策定しています。計画では、特に景観の質を高める資源をちがさき景観資源等に指定し、維持保全に関する取組を進めています。

維持保全の一環として、広く資源を周知していくために、携帯端末など ICT を活用した手法を検討します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市景観計画

v) 担当課

景観みどり課

⑫ ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業における ICT の活用

i) 事務事業概要

ICT を活用して、市民に「住まう茅ヶ崎を知る機会」を広く提供できるようにします。

ii) 事務事業の目的

「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」は、茅ヶ崎市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等（本事業では、これらを都市資源と呼びます。）を調査・研究し、それぞれが有する意味や魅力を整理して広く周知、または相互に関連づけることにより活用を図り、まち全体の活性化を図るためのものです。

この都市資源をデータベース化して整理し新たな活用方法を検討するなど、ICTにより効率的な「住まう茅ヶ崎を知る機会」を提供する方法を検討します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

ホームページにおける市民・団体等の活動情報の充実

iv) 関連する個別計画

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の指針

v) 担当課

社会教育課

⑬ 文化資料館収蔵資料のデータベース化

i) 事務事業概要

文化資料館の開館以来、調査研究にもとづき収集保管してきた約 6 万点以上の資料を ICT の活用により適切に保存管理、活用し、次世代に継承します。

ii) 事務事業の目的

文化資料館では開館以来、調査研究にもとづき約 6 万点以上の資料を収集保管していますが、現在資料については原簿・カード管理しており、資料情報の公開活用が図れていない、整理が煩雑であるといった課題があります。

このことを改善するため、収蔵している資料のデータベース化を図り、適正な保存・管理の推進による事務の効率化及び将来的にオープンデータ²⁹としての公開による収蔵資料を活用した教育普及活動の展開について検討

29 オープンデータ（再掲）：広く開かれた利用が許可されているデータのこと。行政機関が保有する公共データを、利用しやすい形で公開することを指すのが一般的。

していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

社会教育課

ウ ICT を活用した効率的な行政経営

(7) ICT による行政経営の見直し

① ビッグデータサービス活用の検討

i) 事務事業概要

産学官民が保有している多種多様、膨大かつリアルタイムな情報群を提供するサービス「ビッグデータサービス」の活用の手法を検討します。

ii) 事務事業の目的

ビッグデータの活用については、「世界最先端 IT 国家創造宣言」の中で「ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進」とあり、個人や機器の行動・状態等が蓄積された「ビッグデータ」を活用し、新事業・新サービス創出を強力に推進することが記載されています。

茅ヶ崎市においても、ビッグデータとして市政運営に活用可能なデータとしてどのようなものがあるか調査研究し、データの分析の方法や活用の手法について検討します。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

情報推進課

② クラウド³⁰サービス活用の検討

i) 事務事業概要

クラウドコンピューティング技術を活用し、運用経費の削減、行政情報保全の堅牢化などを検討します。

ii) 事務事業の目的

全国各地の自治体において、コスト削減や災害対策、運用負荷軽減といったメリットを求めて、クラウドシステムの活用が推進されています。

また、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」に記載されている 10 の方針のうち、5 つが自治体でのクラウド利用に関するものであり、政府としても自治体におけるクラウド利用を推奨・推進しているところです。

30 クラウド：従来は手元で管理していた情報機器やシステムなどをインターネットなどのネットワーク経由で利用する方式。

自治体におけるクラウドの利用においては、人口 10 万人未満の市や町村がシステムを共同利用する事例が多く報じられていますが、それ以外にも、中核市における共同利用や、単独自治体でのクラウド利用といった様々な形態が存在します。

茅ヶ崎市においては、どのような利用形態が最適なのか、どのような業務・システムがクラウド利用に適しているのかといった点を中心にクラウドサービスの活用の検討を行います。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

なし

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市情報システム最適化計画

v) **担当課**

情報推進課

③ 茅ヶ崎市職員のテレワーク導入の検討

i) **事務事業概要**

茅ヶ崎市職員の柔軟な勤務制度の実現のため、テレワークの導入を検討します。

ii) **事務事業の目的**

テレワークとは、ICT を活用し、自宅等とネットワークで職場をつなぐことにより、場所や時間にとらわれない柔軟な勤務形態を実現することです。

例えば、小さな子どもを持つ親や障害があり勤務地まで出勤することが困難な方の就業機会の拡大に役立つ取組です。

「世界最先端 IT 国家創造宣言」の中でもテレワークを推進していくことがうたわれており、2020 年度を目標年次とする国家公務員のテレワークに関するロードマップも作成されています。

茅ヶ崎市でも「第 2 次茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画（前期計画）」の中で、仕事と子育ての両立しやすい勤務形態として検討の対象としており、茅ヶ崎市の状況にテレワークが適切か検討をしていきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

なし

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市職員の子育て支援行動計画

v) **担当課**

職員課

④ ICT 機器の導入の検討

i) 事務事業概要

ペーパーレス会議や業務効率化のため、タブレット端末を含む ICT 機器の導入及び利活用を検討します。

ii) 事務事業の目的

近年の端末の多様化に伴い、茅ヶ崎市においてもタブレット端末を含む ICT 機器の導入及び利活用を検討していきます。

他自治体等の活用事例としては、会議等で用いる資料をタブレット端末に保存して、資料印刷等にかかるコストを省いたペーパーレス会議の導入や庁舎外での現場調査時において調査結果を電子的に記録することや市民の方への分かりやすい説明のためのツールとしての活用があります。

茅ヶ崎市としてもセキュリティの課題や費用対効果を考慮しながら、導入とその活用方法について検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

情報推進課

⑤ 基幹系システムの適正な運用

i) 事務事業概要

市民サービスの高度化及び業務の効率化のため、基幹系システムの運用体制の充実及び操作方法の習熟を推進します。

ii) 事務事業の目的

基幹系システムは住民情報全般を扱う最重要な庁内システムのひとつであり、茅ヶ崎市では、平成 22 年 3 月に茅ヶ崎市情報システム最適化計画を定め、新システムに平成 27 年 1 月に全面的に移行しました。

基幹系システムは、情報の徹底管理と安定した窓口業務を確立するため、適正な運用を継続していくことが不可欠です。

システム面においては、システム停止やデータ損失を防止するため、万一の障害時に備えて、システム事業者との連携体制を整えています。

職員での運用においては、O J T（職員による実務を中心としたトレーニング）を中心とする操作方法の習熟を通じて、統一的な運用を行っていきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

最適化基本計画に基づく庁内システムの再構築
福祉分野のサービス向上に向けたシステム間連携

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市情報システム最適化計画

v) **担当課**

情報推進課

⑥ 内部系システムの適正な運用

i) **事務事業概要**

業務の効率化のため、内部系システムの運用体制の充実及び操作方法の習熟を推進します。

ii) **事務事業の目的**

内部系システムとは、職員が内部事務処理を行うためのシステムであり、行政文書を電子的に管理する文書システム、職員の出退勤等を管理する庶務システム、予算や伝票を管理する財務システム、メールや庁内の会議室等の予約を行うグループウェアからなります。

茅ヶ崎市では平成23年度に策定した茅ヶ崎市内部情報系システム最適化計画に基づき、平成28年度に予定されるシステム更新が適切に行われるよう検討します。

基幹系システムのように住民情報を取り扱うシステムではありませんが、適正な運用を継続していくことが不可欠なシステムとなりますので、障害時に備えたシステム事業者との連携体制の充実や利用する職員へのOJTを中心とした研修を行いシステムの安定稼働、内部事務処理の効率化に努めていきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

最適化基本計画に基づく庁内システムの再構築

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市情報システム最適化計画

v) **担当課**

情報推進課、文書法務課、職員課、財政課、会計課

⑦ 情報セキュリティの強化

i) **事務事業概要**

サイバー攻撃などの外部からの脅威及び情報漏えいなどの内部のリスクを解消するため、個人情報管理、認証連携、システム監査などの情報セキ

セキュリティを強化します。

ii) 事務事業の目的

情報化の発展は、容易に情報を入手・交換することができる反面、その容易性を悪用することで組織や個人に大きな被害をもたらします。特に個人情報を多く含む行政情報の取扱いには、十分に留意することが求められます。

茅ヶ崎市では、個人情報保護条例により個人情報の適正な取り扱いを確保しており、情報セキュリティとしても平成14年度に情報セキュリティ指針を策定し、適宜改訂を行い適切なシステム運用に留意しているところで

す。情報セキュリティを適切に維持していくには、コンピュータウイルスや庁内ネットワークへの不正侵入を技術的に防止していくことや、定期的な情報セキュリティ研修の実施を通じて、職員一人一人の情報セキュリティの意識を向上させていくことが重要です。

また、定期的に第三者による情報セキュリティ監査を実施し、現在の業務運用や情報機器の設定に問題がないか確認し、必要に応じて改善を図っていきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

ちがさき情報化プランにおいて、各プロジェクトを実行するにあたっては情報セキュリティに留意して実行することとしています。

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市情報セキュリティ指針

v) 担当課

行政総務課、情報推進課

⑧ ICTBCP³¹の適正な運用

i) 事務事業概要

災害時の業務継続のため、ICTBCPの運用体制の充実及び見直しを推進します。

ii) 事務事業の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、本市では、震災時に優先的に実行する業務とその業務に必要な資源を整理し、その確保策、対応策をとりまとめた「茅ヶ崎市業務継続計画震災編」を策定しました。

業務に必要な資源の中で情報システム（ネットワークシステムを含む）

31 ICTBCP : BCPはBusiness Continuity Planの略であり、ICTに関する業務継続計画のこと。

は、業務処理や連絡、情報収集・発信の基盤であることから重要な資源と位置付け、別途「茅ヶ崎市情報システム業務継続計画」を定め、情報システムの機能維持や迅速な復旧に必要な事項をとりまとめています。

平成 28 年 1 月の新庁舎移転を受けて、新庁舎に合わせた情報システム業務継続計画に更新していますが、今後新しい情報システム、技術の導入などにより状況は変化していくこともありますので、適宜調査などにより確認し、計画の見直しを図ります。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

なし

iv) **関連する個別計画**

茅ヶ崎市情報システム業務継続計画

v) **担当課**

情報推進課

⑨ 庁内の ICT 研修の推進

i) **事務事業概要**

職員がコンピュータ、ネットワークなどを活用できるよう、庁内の ICT 研修を推進します。

ii) **事務事業の目的**

近年の情報機器やネットワーク環境の進歩は目覚ましいですが、これらを活用するために職員に求められる ICT リテラシ³²のレベルも同様に高くなってきています。

このことに対応するため、茅ヶ崎市では各課かいに IT リーダー及び補助者を設置し、各課かい内の情報化事案の取りまとめや情報セキュリティの啓発を実施しているところです。

今後も IT リーダーを中心とした研修の実施、または外部主催研修への積極的な派遣により、庁内の ICT 活用の先導者となるような人材を育成していきます。

iii) **ちがさき情報化プランとの関連**

庁内業務における GIS 活用人材の育成

iv) **関連する個別計画**

なし

v) **担当課**

情報推進課

32 ICT リテラシ：ICT を使いこなすための能力。

⑩ 教職員人材育成研修におけるイントラネット³³システムの活用の検討

i) 事務事業概要

教職員人材育成研修に関する事務手続きにイントラネットシステムを活用し、事務の効率化を検討します。

ii) 事務事業の目的

神奈川県立総合教育センターでは、神奈川の教育を担っていく教職員の育成に関する研修等の事業を行っています。

茅ヶ崎市の教職員が受講する神奈川県立総合教育センターが主催する研修の受講申し込みや研修報告書の提出などの事務手続きについて、現在は紙媒体での運用となっていますが、関係職員のみが接続出来るイントラネットシステムにより行うことを検討し、事務の効率化を図ります。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

茅ヶ崎市教育基本計画

v) 担当課

教育センター

⑪ 複合機のオンライン管理

i) 事務事業概要

複合機について、障害、点検、修理、消耗品の供給などをオンラインで適切に管理し、コストの削減につなげます。

ii) 事務事業の目的

庁内には、複合機が多数配置されています。

これらの複合機の障害、点検、修理の状況や消耗品の状況をネットワークによりパソコン上で「見える化」して管理していきます。

このことにより、大規模障害にいたる前に故障を早期発見し予防保全することや消耗品の過剰発注を防止し、コストの削減に努めていきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

文書法務課

32 イン트라ネット：インターネット標準の技術を用いて構築された組織内に閉じたネットワークのこと。

⑫ 税務地図情報の高度利用の検討

i) 事務事業概要

土地地番図の画地計算機能による画地条件の自動計測により、土地評価の均一化を実現することを検討します。

ii) 事務事業の目的

固定資産税に関する土地評価等の業務については、地図情報システムの活用が必須となっており、土地や家屋の異動及び路線価格をシステムに反映し、適正な評価や公正な課税に努めています。

この地図情報システムの活用について土地地番図の画地計算機能による画地条件の自動計測機能を用いた土地評価の均一化を実現するような、より高度な活用が可能か検討していきます。

iii) ちがさき情報化プランとの関連

なし

iv) 関連する個別計画

なし

v) 担当課

資産税課

4 地域情報化計画の推進にあたって

(1) 地域情報化計画の実行指針

地域情報化計画に定めた施策については、基本的に個々の事務事業単位で推進しますが、庁内での施策の整合性確保や全体最適が同時に求められます。そのため、各事務事業を推進するうえで遵守を図ることが必要な実行指針を以下に決めました。

ア 全庁的な取組の推進（横断的な検討、基盤の整備）

本計画に記載した各事務事業においては、責任を明確化し実行を担保するために庁内の担当課かいを定めていますが、類似する要素を有する事務事業も多数存在します。それらの事務事業を効率的かつ効果的に推進するため、関係する担当課かいで連携しながら、全庁的な取組を推進します。

イ 既存資産の有効活用

新たな取組を行う際には、その取組を実現するための機器や情報システム等を必要とする場合がありますが、茅ヶ崎市では、ホームページや SNS³⁴、メール配信等の各種情報提供ツールやパソコンや庁内 LAN といった多数の ICT 関連の既存資産を保有しているため、これらを有効活用することで費用を最小化できないか検討します。

また、既存資産としては、ICT 関連機器だけでなく、庁内の多数の情報システムで保有している各種データもその対象となりますので、他システムのデータの活用やデータ連携といった点も十分に考慮します。

ウ 外部組織との連携、外部組織の活用

計画に記載した各事務事業を推進する主体は市職員ですが、市職員だけでは知識やスキル、マンパワーの面で不十分な場合もあり、事務事業推進に支障を来す場合もあります。

こういった場合において、事業者の活用や各種団体、大学、ボランティア等

34 SNS（再掲）：Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的なつながりを作り出せるサービスのこと。

との連携や協力など、庁外の知識やスキル、マンパワーを有効活用することで事務事業推進を図ります。

エ オープンデータ³⁵を前提とした情報整備

市役所が保有するデータについては、今後オープンデータとして公開することが一層強く求められ、また、市役所としてもオープンデータとして公開することで市民協働や新規産業の創出を推進するといった姿勢が重要となります。

しかし、オープンデータとするという観点を含めずに情報整備を行うと、整備後にオープンデータとすることが困難となる可能性が生じ得ます（例えば、対象の情報のうち、オープンデータとなりうる部分、オープンデータにできない部分を識別せずに一まとめで整備・管理を行ってしまうと、公開する際の支障となります。）。

そのため、新たに情報整備を行う際には、オープンデータとなりうる部分はどこかを念頭に置き、また、更新方法や公開方法についても配慮しつつ事務事業を推進します。

オ パッケージシステムの活用、カスタマイズの抑制

事務事業を推進する際に情報システムの導入が必要な場合、茅ヶ崎市用に独自のシステムを構築するのではなく、市販されているパッケージシステムを活用することで費用低減と品質の向上を図ります。

また、パッケージシステムに対してカスタマイズ³⁶を実施する場合、費用が高騰したり、システムをバージョンアップする際の弊害となるリスクが生じますので、可能な限りカスタマイズを抑制してシステム導入を行います。

カ クラウドの活用

クラウドは、従来は手元で管理していた情報機器やシステムなどをインターネットなどのネットワーク経由で利用する方式です。庁舎内にシステムを設置する形式と比較して、コスト削減や災害対策、運用負荷軽減といったメリットが享受できる可能性があります（実際にクラウド利用によりメリットが享受できるかどうかはシステムや業務の内容に依存します。）。

事務事業推進のために新たな情報システムを導入する場合、クラウド利用に

35 オープンデータ（再掲）：広く開かれた利用が許可されているデータのこと。行政機関が保有する公共データを、利用しやすい形で公開することを指すのが一般的。

36 カスタマイズ：パッケージシステムの標準機能を変更したり新たな機能を追加したりすること。

よるメリットがないかといった点についても十分に検討を行うこととします。

キ 業務継続性への配慮

茅ヶ崎市では「茅ヶ崎市情報システム業務継続計画」を策定しており、新たなシステムの導入を行う場合もこれらの計画に配慮する必要があります。

また、業務継続性の検討を行うことは、マニュアルの整備や定期的なバックアップの取得等、通常業務運用を確実に実施するうえでも有益であるため、業務継続性の観点を組み込んだ検討を実施します。

ク 情報セキュリティへの配慮

事務事業推進のために新たな情報システムを導入する場合、多様化するサイバー攻撃や頻発するセキュリティ事故に確実に対応するため、情報セキュリティに関する検討を十分に行うこととします。

職員は、茅ヶ崎市の情報セキュリティ指針等を理解し、情報セキュリティに配慮したシステム構成となるよう情報システムの導入を行います。

ケ 委託内容の明確化

情報システムを導入する場合、要件を明確にせずに委託契約等により調達を行うと追加費用の発生や想定していたサービスが受けられないといった問題が生じてしまいます。

事務事業推進のために新たな情報システムを導入する場合、このような問題の発生を抑制するために、できるだけ詳細な内容を仕様書等に盛り込むこととして委託内容の明確化を図るよう努めます。

コ 透明性・公平性・競争性を確保した調達

透明性を確保した調達とは、調達の実施状況・実施内容がより多くの関係者に公開された状態が確保された調達を意味します。そのためには、調達情報のわかりやすい場所への掲載、明快かつ具体的な仕様の定義・明示が必要となります。

公平性を確保した調達とは、特定の事業者に対して有利な状況が発生しない調達を意味します。そのためには、調達範囲の適度な細分化、一般的な製品を念頭に置いた仕様の整理、十分な提案期間の確保といった取組が必要となります。

透明性・公平性を確保した調達を実施することが競争性を確保した調達に結果的につながり、競争性の確保により、魅力的な提案をより安価に受けられる可能性が高まります。

事務事業推進のために新たな情報システムを導入する場合、上記のような事項を念頭に置いたうえで、透明性・公平性・競争性を確保した調達を実施できるよう検討を行います。

(2) 地域情報化計画の推進体制

ア 組織

地域情報化計画を推進させるために事務事業担当課かい、地域情報化部会、電子市役所推進本部幹事会、電子市役所推進本部会議といった組織を運営・活用します。組織の全体構成を下図に示します。

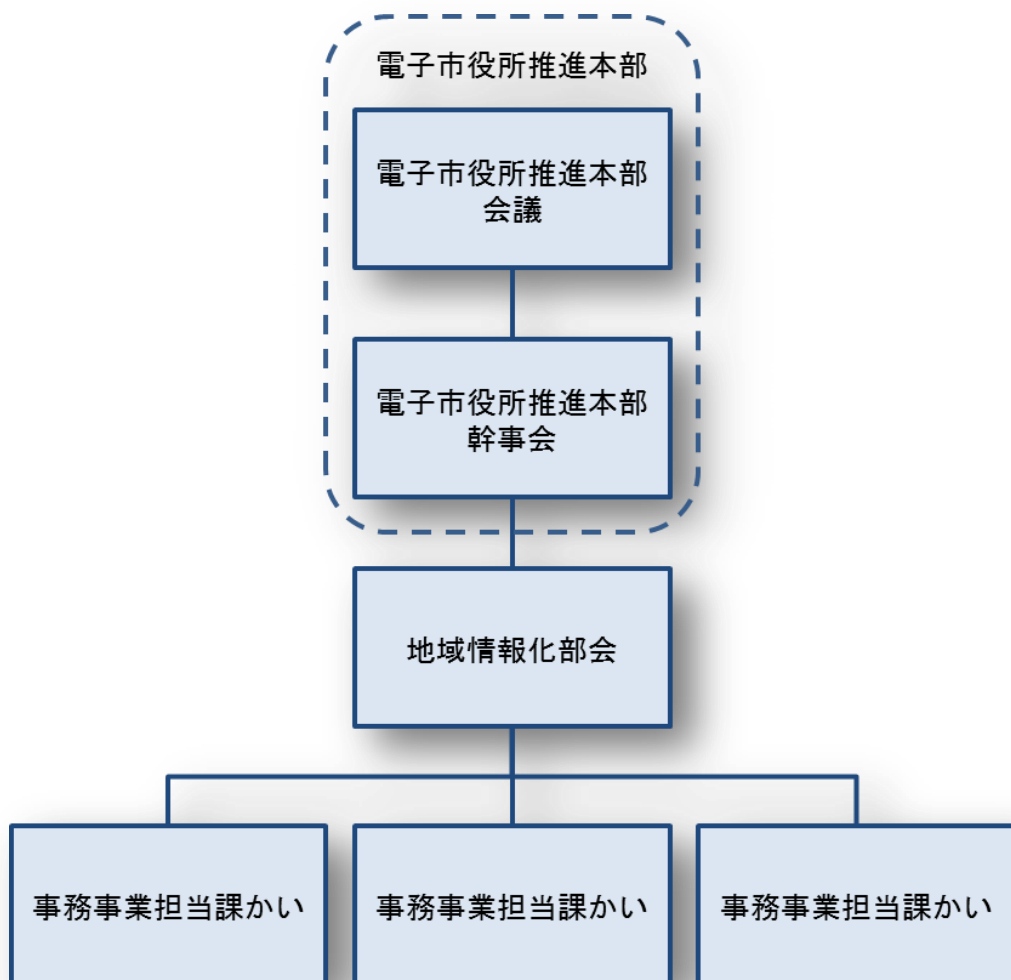


図 4-1 地域情報化計画推進における組織構成

(7) 事務事業担当課かい

地域情報化計画の事務事業担当課かいは、事務事業を進捗させ、定期的に所属部局の地域情報化部会員に事務事業の進捗状況を報告します。

(1) 地域情報化部会

地域情報化計画を推進するための組織として地域情報化部会を運営します。地域情報化部会の概要は以下のとおりです。

① 部会における報告事項

定期的に開催する部会において、部会員がそれぞれの部局における地域情報化計画の事務事業の進捗状況を報告し、今後の課題を明確にします。

② 部会における審議事項

定期的に開催する部会において、地域情報化計画の事務事業の進捗状況の評価について審議します。また審議結果について、上位の電子市役所推進本部に諮ります。

(ウ) 電子市役所推進本部

電子市役所推進本部は、電子市役所（情報通信技術を活用し、市民サービスの質的向上及び利便性向上、行政への市民参加の機会の拡大並びに行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることをいう。）の実現のために設置された組織であり、市の情報化に対する重要施策を審議します。

地域情報化計画に掲げられた事務事業の進捗や評価は、市の情報化に係る重要な事項であるため、電子市役所推進本部において審議、報告します。

電子市役所推進本部は、次の組織から成り立ちます。

① 電子市役所推進本部幹事会

電子市役所推進本部幹事会は、上位の組織である電子市役所推進本部会議に諮る前の事前審議をするための組織となります。

地域情報化部会で審議、検討された事項は、電子市役所推進本部幹事会での意見を付した上で電子市役所推進本部会議に諮っていきます。

② 電子市役所推進本部会議

電子市役所推進本部会議は、市の情報化に係る重要な事項の最終的な決定を行う市長を本部長とした組織です。

地域情報化計画に掲げられた事務事業の進捗や方向性、評価について、最終的な決定を行っていきます。

イ 進捗管理方法

(7) 地域情報化計画の年度ごとの進捗状況の評価

地域情報化計画の進捗状況の評価は様々な観点から毎年実施します。具体的な評価の流れを以下に記載します。

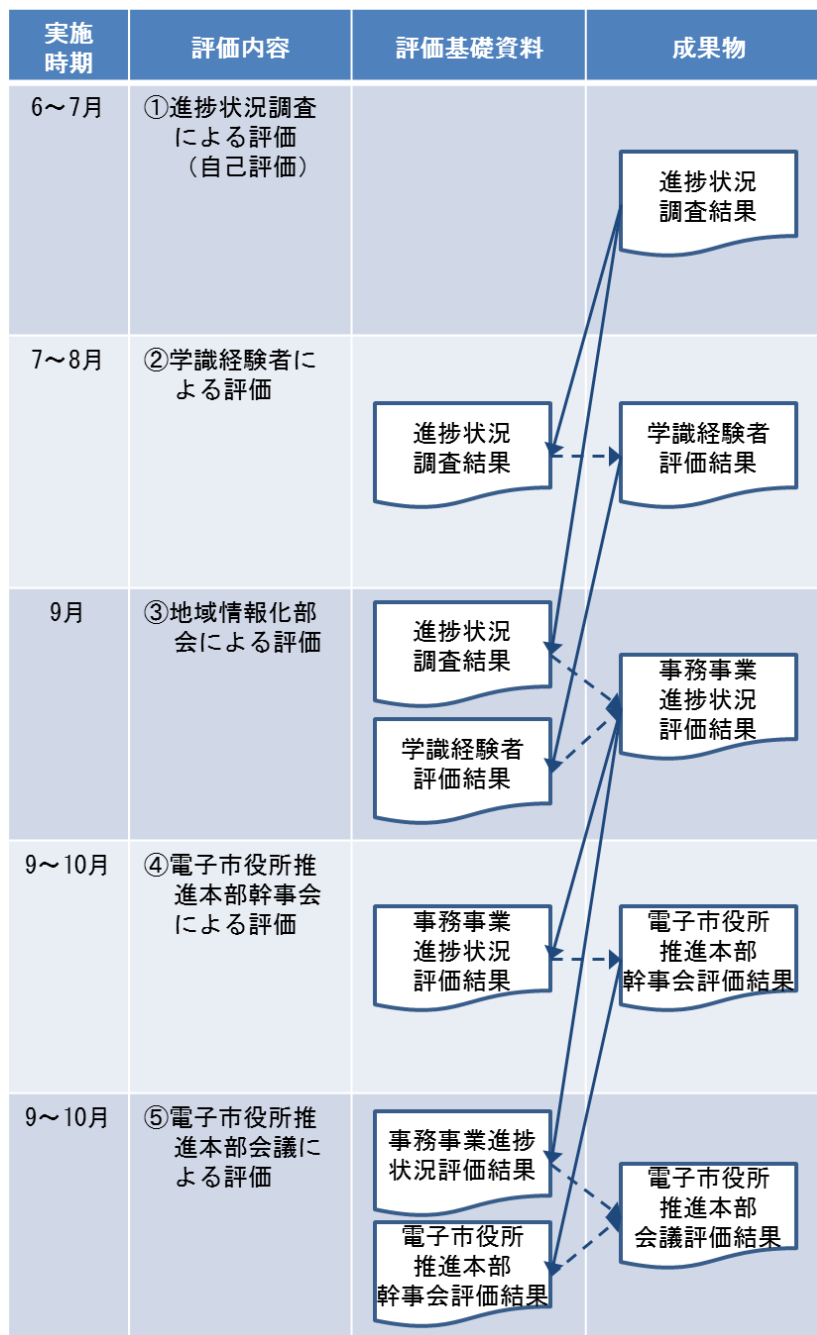


図 4-2 進捗状況の評価の流れ

各評価の実施概要を以下に記載します。

① 進捗状況調査による評価

内 容	地域情報化計画の事務事業担当課かいに対して、事務事業の進捗状況調査を実施します。調査において、各課かいは担当する事務事業の進捗状況に対して自己評価を行います。
実施時期	6月～7月
評価者	地域情報化計画の事務事業担当課かい
成果物	進捗状況調査結果

② 学識経験者による評価

内 容	学識経験者が地域情報化計画の事務事業の進捗状況に対して評価を行います。
実施時期	7月～8月
評価者	学識経験者
評価基礎資料	進捗状況調査結果
成果物	学識経験者評価結果

③ 地域情報化部会による評価

内 容	地域情報化部会が地域情報化計画の事務事業の進捗状況に対して評価を行います。
実施時期	9月
評価者	地域情報化部会
評価基礎資料	進捗状況調査結果、学識経験者評価結果
成果物	事務事業進捗状況評価報告書

④ 電子市役所推進本部幹事会による評価

内 容	電子市役所推進本部幹事会が地域情報化計画の事務事業の進捗状況に対して評価を行います。
実施時期	9月～10月
評価者	電子市役所推進本部幹事会
評価基礎資料	事務事業進捗状況評価報告書
成果物	電子市役所推進本部幹事会評価結果

⑤ 電子市役所推進本部会議による評価

内 容	電子市役所推進本部会議が地域情報化計画の事務事業の進捗状況に対して評価を行います。
実施時期	9月～10月
評価者	電子市役所推進本部会議
評価基礎資料	事務事業進捗状況評価報告書、電子市役所推進本部幹事会評価結果
成果物	電子市役所推進本部会議評価結果

(1) 地域情報化計画の中間評価・見直し

地域情報化計画については、5年間の実施期間の中間地点となる平成30年度に中間評価と見直しを実施することを予定しています。

① 中間評価・見直しの基準

見直しの基準は次のとおりです。

i) 事務事業進捗状況評価結果

地域情報化計画の事務事業の進捗状況の評価結果を取りまとめ、必要に応じて計画を見直します。

ii) 他計画との調整

総合計画、茅ヶ崎市情報システム最適化計画など他計画の進捗状況を確認し、これらの計画の方向性と差異が生じた場合、新しい状況に合わせて計画を見直します。

iii) ICT環境の変化

ICT環境は変化するため情勢を注視し、必要に応じて調査分析を行う必要があります。

このことにより差異が生じた場合、新しい環境に合わせて計画を見直します。

② 中間評価・見直しの進め方

平成29年度までの進捗状況調査による評価、ICT環境の変化や平成30～32年度を実行期間として予定している総合計画第4次実施計画等と整合性をとり、平成30年度以降の地域情報化計画について、学識経験者やアンケ

一ト等による評価を行い、その結果を踏まえて必要に応じた見直しを実施
します。

参考資料

パブリックコメントの実施結果

「茅ヶ崎市地域情報化計画（案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成27年7月31日（金）～ 平成27年9月1日（火）
- 2 意見の件数 73件
- 3 意見提出者数 12人
- 4 内容別の意見件数

項目	件数
事務事業に関する意見	24件
課題の変化に関する意見	5件
情報セキュリティ・情報モラルに関する意見	5件
災害時のICT活用に関する意見	3件
計画の実行指針に関する意見	5件
新しい技術活用に関する意見	2件
計画全体に関する意見	13件
計画策定方法に関する意見	2件
文言の修正に関する意見	12件
電子自治体に関する意見	1件
その他の意見	1件
合計	73件

■ = 一部修正を加えた項目

■一部修正を加える項目の修正箇所

■課題の変化に関する意見（5件）

修正後	修正前
7ページ 脚注の用語の説明	7ページ 脚注の用語の説明
5 地域ポータルサイト:地域に関する情報のポータル（玄関、入り口、拠点）として、イベントなどの各種情報を取り扱うウェブ	
サイト。	

■計画全体に関する意見（13件）

修正後	修正前
62ページ イ進捗管理方法 (ア)地域情報化計画の年度ごとの進捗状況の評価 1行目 地域情報化計画の_____進捗状況の評価は様々な観点から毎年実施します。	62ページ イ進捗管理方法 (ア)____情報化計画の事務事業の進捗状況の評価 1行目 ____情報化計画の事務事業の進捗状況の評価は様々な観点から適宜実施します。
63ページ ①進捗状況調査による評価 表中 内容 1行目 地域情報化計画の事務事業担当課かいに対して 評価者 1行目 地域情報化計画の事務事業担当課かい ②学識経験者による評価 表中 内容 1行目 学識経験者が地域情報化計画の事務事業 ③地域情報化部会による評価 表中 内容 1行目 地域情報化部会が地域情報化計画の事務事	63ページ ①進捗状況調査による評価 表中 内容 1行目 ____情報化計画の事務事業担当課かいに対して 評価者 1行目 ____情報化計画の事務事業担当課かい ②学識経験者による評価 表中 内容 1行目 学識経験者が____情報化計画の事務事業 ③地域情報化部会による評価 表中 内容 1行目 地域情報化部会が____情報化計画の事務事

<p>業</p> <p>④電子市役所推進本部幹事会による評価 表中 内容 1 行目 電子市役所推進本部幹事会が<u>地域情報化計画</u>の事務事業</p> <p>⑤電子市役所推進本部会議による評価 表中 内容 1 行目 電子市役所推進本部会議が<u>地域情報化計画</u>の事務事業</p>	<p>業</p> <p>④電子市役所推進本部幹事会による評価 表中 内容 1 行目 電子市役所推進本部幹事会が____<u>情報化計画</u>の事務事業</p> <p>⑤電子市役所推進本部会議による評価 表中 内容 1 行目 電子市役所推進本部会議が____<u>情報化計画</u>の事務事業</p>
<p>6 4 ページ～6 5 ページ</p> <p>(イ) <u>地域情報化計画の中間評価・見直し</u></p> <p><u>地域情報化計画については、5 年間の実施期間の中間地点となる平成 30 年度に中間評価と見直しを実施することを予定しています。</u></p> <p><u>①中間評価・見直しの基準</u> 見直しの基準は次のとおりです。 <u>i) 事務事業進捗状況評価結果</u> 地域情報化計画の事務事業の進捗状況の評価結果を基に、<u>必要に応じて計画を見直します。</u></p> <p><u>ii) 他計画との調整</u> 総合計画、茅ヶ崎市情報システム最適化計画など他計画の進捗状況を確認し、これらの計画の方向性と差異が生じた場合、新しい状況に合わせて計画を見直します。</p> <p><u>iii) ICT 環境の変化</u></p>	<p>6 4 ページ～6 5 ページ</p> <p>(イ) <u>計画の見直し</u></p> <p><u>茅ヶ崎市地域情報化計画の事務事業を適切に進捗させるため、1 月の地域情報化部会、2 月の電子市役所推進本部幹事会・本部会議において計画の見直しを実施します。</u></p> <p>見直しの基準は次のとおりです。 <u>①事務事業進捗状況評価結果による見直し</u> 地域情報化計画の事務事業の進捗状況の評価結果を基に、____<u>計画を見直します。</u></p> <p><u>②他計画との調整による見直し</u> 総合計画、茅ヶ崎市情報システム最適化計画など他計画の進捗状況を確認し、これらの計画の方向性と差異が生じた場合、新しい状況に合わせて計画を見直します。</p> <p><u>③ICT 環境の変化による見直し</u></p>

<p>ICT 環境は変化するため情勢を注視し、必要に応じて調査分析を行う必要があります。このことにより差異が生じた場合、新しい環境に合わせて計画を見直します。</p> <p>②中間評価・見直しの進め方</p> <p>平成 29 年度までの進捗状況調査による評価、ICT 環境の変化や平成 30～32 年度を実行期間として予定している総合計画第 4 次実施計画等と整合性をとった平成 30 年度以降の地域情報化計画について、学識経験者やアンケート等による評価を行い、その結果を踏まえて必要に応じた見直しを実施します。</p>	<p>ICT 環境は変化するため情勢を注視し、必要に応じて調査分析を行う必要があります。このことにより差異が生じた場合、新しい環境に合わせて計画を見直します。</p>
---	---

■ 文言の修正に関する意見（12件）

修正後	修正前
<p>3 ページ</p> <p>1 茅ヶ崎市地域情報化計画の策定にあたって</p> <p>(1)茅ヶ崎市の情報化理念</p> <p>茅ヶ崎市では、だれもが情報にふれ、いかし、そして、つながる豊かで暮らしやすい地域社会を創造するため、情報通信技術（ICT：<u>Information and Communication Technology</u>）を活用し、市民・団体・事業者などと協働・連携したまちづくりに取り組んでいきます。</p>	<p>3 ページ</p> <p>1 茅ヶ崎市地域情報化計画の策定にあたって</p> <p>(1)茅ヶ崎市の情報化理念</p> <p>茅ヶ崎市では、だれもが情報にふれ、いかし、そして、つながる豊かで暮らしやすい地域社会を創造するため、情報通信技術_____</p> <p>_____を活用し、市民・団体・事業者などと協働・連携したまちづくりに取り組んでいきます。</p>
<p>4 ページ</p> <p>(3)地域情報化計画の位置付け</p> <p>1 行目～4 行目</p> <p>、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、<u>今後策定が予定される第4次実施計画と整合するよう</u>、また、国や神奈川県の情報化の方針を考慮しながら整理しています。</p>	<p>4 ページ</p> <p>(3)地域情報化計画の位置付け</p> <p>1 行目～4 行目</p> <p>、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画_____</p> <p>_____、また、国や神奈川県の情報化の方針を考慮しながら整理しています。</p>

<p>図 1-1 地域情報化計画と他の計画等との関連図</p> <p>図中 茅ヶ崎市総合計画 第3次・第4次実施計画</p>	<p>図 1-1 地域情報化計画と他の計画等との関連図</p> <p>図中 茅ヶ崎市総合計画 第3次実施計画</p>
<p>5 ページ</p> <p>(4) 地域情報化計画の実施期間</p> <p>3 行目</p> <p><u>地域情報化計画</u>は</p> <p>7 行目</p> <p>また、<u>地域情報化計画</u>に規定した</p> <p>図 1-2 中</p> <p>総合計画実施計画 第3次・第4次 (<u>地域情報化計画</u>取組項目を反映)</p>	<p>5 ページ</p> <p>(4) 地域情報化計画の実施期間</p> <p>3 行目</p> <p>____<u>情報化計画</u>は</p> <p>7 行目</p> <p>また、____<u>情報化計画</u>に規定した</p> <p>図 1-2 中</p> <p>総合計画実施計画 第3次・第4次 (____<u>情報化計画</u>取組項目を反映)</p>
<p>5 ページ</p> <p>(4) 地域情報化計画の実施期間</p> <p>図 1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の<u>対照</u></p>	<p>5 ページ</p> <p>(4) 地域情報化計画の実施期間</p> <p>図 1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の<u>対象</u></p>
<p>5 ページ</p> <p>(4) 地域情報化計画の実施期間</p> <p>図 1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の対照の補足説明</p> <p>※ 基幹系の情報システム最適化計画は計画期間を 22～27 年度、<u>情報システム運用保守</u>期間を 27 年 2 月～31 年 12 月としています。</p>	<p>5 ページ</p> <p>(4) 地域情報化計画の実施期間</p> <p>図 1-2 地域情報化計画と他の計画の期間の対照の補足説明</p> <p>※ 基幹系の情報システム最適化計画は計画期間を 22～27 年度、____<u>システム運用保守</u>期間を 27 年 2 月～31 年 12 月としています。</p>
<p>5 ページ 脚注の説明</p> <p><u>1 基幹系：住民情報全般を扱う情報システムのこと。</u></p> <p><u>2 内部系：職員が内部事務を行うための情報システムのこと。</u></p>	<p>5 ページ 脚注の説明</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>6 ページ</p> <p>2 地域情報化計画策定の考え方</p>	<p>6 ページ</p> <p>2 地域情報化計画策定の考え方</p>

<p>(1) 基本的な考え方 3行目～5行目 、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、今後策定が予定される第4次実施計画、国や神奈川県の方針等を加味して計画策定を行っていきます。</p>	<p>(1) 基本的な考え方 3行目～5行目 、茅ヶ崎市総合計画や茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画_____、国や神奈川県の方針等を加味して計画策定を行っていきます。</p>
<p>7ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ ア 課題の総括と地域情報化計画における課題の明確化 8ページ 4行目 、_____地域情報化計画においても</p>	<p>7ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ ア 課題の総括と_____情報化計画における課題の明確化 8ページ 4行目 、茅ヶ崎市地域情報化計画においても</p>
<p>9ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ イ ちがさき情報化プラン施策などの総括 20行目から21行目 2年間の延長期間においてちがさき情報化プランのプロジェクトを</p>	<p>9ページ (2) 地域情報化計画策定の流れ イ ちがさき情報化プラン施策などの総括 20行目から21行目 2年間の延長期間において_____情報化プランのプロジェクトを</p>
<p>9ページ 脚注の説明 8 課かい：教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等を含めた市の組織のこと（以下脚注への記載は省略します。）。</p>	<p>9ページ 脚注の説明</p>
<p>17ページ 脚注の説明 アクセスポイント（再掲）：_____無線 LAN 端末を相互に接続したり、他のネットワークに接続する無線機の一つ。</p>	<p>17ページ 脚注の説明 アクセスポイント（再掲）：アクセスポイント：無線 LAN 端末を相互に接続したり、他のネットワークに接続する無線機の一つ。</p>
<p>20ページ 3 地域情報化計画の施策 (1) 施策の全体像 1行目 前項までの検討内容をもとにした地域情報</p>	<p>20ページ 3 _____情報化計画の施策 (1) 施策の全体像 1行目 前項までの検討内容をもとにした_____情報</p>

化計画の施策	化計画の施策
<p>5 1 ページ</p> <p>(2) 施策の詳細</p> <p>ウ ICT を活用した効率的な行政経営</p> <p>(ア) ICT による行政経営の見直し</p> <p>事務事業⑦ 情報セキュリティの強化</p> <p>iii) ちがさき情報化プランとの関連</p> <p>1 行目</p> <p>ちがさき情報化プランにおいて、</p>	<p>5 1 ページ</p> <p>(2) 施策の詳細</p> <p>ウ ICT を活用した効率的な行政経営</p> <p>(ア) ICT による行政経営の見直し</p> <p>事務事業⑦ 情報セキュリティの強化</p> <p>iii) ちがさき情報化プランとの関連</p> <p>1 行目</p> <p>_____情報化プランにおいて、</p>
<p>5 5 ページ</p> <p>4 地域情報化計画の推進にあたって</p> <p>(1) 地域情報化計画の実行指針</p> <p>1 行目</p> <p>地域情報化計画に定めた施策については、</p>	<p>5 5 ページ</p> <p>4 _____情報化計画の推進にあたって</p> <p>(1) _____情報化計画の実行指針</p> <p>1 行目</p> <p>_____情報化計画に定めた施策については、</p>
<p>5 9 ページ</p> <p>(2) 地域情報化計画の推進体制</p> <p>ア 組織</p> <p>1 行目</p> <p>地域情報化計画を推進させるために、</p> <p>図 4-1 図名</p> <p>地域情報化計画推進における組織構成</p> <p>6 0 ページ</p> <p>(ア) 事務事業担当課かい</p> <p>1 行目</p> <p>地域情報化計画の事務事業担当課かいは、</p> <p>(イ) 地域情報化部会</p> <p>① 部会における報告事項</p> <p>1 行目～2 行目</p> <p>部局における地域情報化計画の事務事業の進捗状況を報告し、</p> <p>② 部会における審議事項</p> <p>1 行目</p> <p>、地域情報化計画の事務事業の</p>	<p>5 9 ページ</p> <p>(2) _____情報化計画の推進体制</p> <p>ア 組織</p> <p>1 行目</p> <p>_____情報化計画を推進させるために</p> <p>図 4-1 図名</p> <p>_____情報化計画推進における組織構成</p> <p>6 0 ページ</p> <p>(ア) 事務事業担当課かい</p> <p>1 行目</p> <p>_____情報化計画の事務事業担当課かいは、</p> <p>(イ) 地域情報化部会</p> <p>① 部会における報告事項</p> <p>1 行目～2 行目</p> <p>部局における_____情報化計画の事務事業の進捗状況を報告し、</p> <p>② 部会における審議事項</p> <p>1 行目</p> <p>、_____情報化計画の事務事業の</p>

<p>別紙 1 1 ページ 施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ア) 地域の情報通信環境の整備 具体プロジェクト 小・中学校における情報通信環境の整備 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ」</u></p>	<p>別紙 1 1 ページ 施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ア) 地域の情報通信環境の整備 具体プロジェクト 小・中学校における情報通信環境の整備 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ」</u></p>
<p><u>作成時に目標達成のため完了としていますが、今後のICT技術の発展を見込み地域情報化計画でも継続して検討します。</u></p>	<p><u>作成時に完了としています。</u></p>
<p>施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (イ) 市民の情報活用スキルの育成 具体プロジェクト パソコン等を活用した授業環境の整備 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ」</u></p>	<p>施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (イ) 市民の情報活用スキルの育成 具体プロジェクト パソコン等を活用した授業環境の整備 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ」</u></p>
<p><u>作成時に目標達成のため完了としていますが、今後のICT技術の発展を見込み地域情報化計画でも継続して検討します。</u></p>	<p><u>作成時に完了としています。</u></p>
<p>施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ウ) 特定の端末によらない情報化の推進 具体プロジェクト 携帯電話を活用した市民サービスの提供 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ」</u></p>	<p>施策展開の柱 ア 誰もが簡単に情報にふれる 施策 (ウ) 特定の端末によらない情報化の推進 具体プロジェクト 携帯電話を活用した市民サービスの提供 プラン総括 <u>「ちがさき情報化プラン取組項目のまとめ」</u></p>
<p><u>作成時に目標達成のため完了としていますが、今後のICT技術の発展を見込み地域情報化計画でも継続して検討します。</u></p>	<p><u>作成時に完了としています。</u></p>

<p>2 ページ</p> <p>施策展開の柱</p> <p>イ 誰もがICTを暮らしにいかす 施策</p> <p>(エ) 市民向けの情報提供内容の充実 具体プロジェクト</p> <p>災害対策のための情報提供と災害時の情報 共有</p> <p>評価 <u>B</u></p> <p>取組み項目</p> <p>SNSの活用</p> <p>評価 <u>B</u></p>	<p>2 ページ</p> <p>施策展開の柱</p> <p>イ 誰もがICTを暮らしにいかす 施策</p> <p>(エ) 市民向けの情報提供内容の充実 具体プロジェクト</p> <p>災害対策のための情報提供と災害時の情報 共有</p> <p>評価 <u>A</u></p> <p>取組み項目</p> <p>SNSの構築</p> <p>評価 <u>A</u></p>
---	---

茅ヶ崎市地域情報化計画

平成28（2016）年3月発行

第1刷 300部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部情報推進課

携帯サイト
QRコード



〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 : 0467-82-1111（代表）

FAX : 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

メールアドレス jouhousuishin@city.chigasaki.kanagawa.jp